

宮崎県公共施設等総合管理計画

(素案)



上 KUROKIRI STADIUM(令和6年竣工)

右下 パールアクアパーク宮崎(令和6年竣工)

左下 アスリートタウン延岡アリーナ(令和5・8年竣工)

平成28年9月
令和8年 月改訂

宮 崎 県

目 次

はじめに	1
------	---

第 1 章 計画策定の目的等

1 公共施設等とは	3
2 公共施設等の保有状況	
(1) 建物系施設	4
(2) インフラ施設	5
3 計画策定の目的等	
(1) 計画策定の目的	6
(2) 個別施設計画に基づく保全業務の推進	6
4 計画期間等	
(1) 計画期間	6
(2) P D C A サイクルの推進	6

第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 建物系施設の現況と課題	
(1) 老朽化の状況	7
(2) 耐震化の状況	8
(3) 長寿命化等の取組状況	8
2 インフラ施設の現況と課題	
(1) 老朽化の状況	9
(2) 耐震化の状況	10
(3) 長寿命化等の取組状況	10
3 将来人口の見通し	
(1) 人口の推移及び将来推計	12
(2) 年代別人口の推移及び将来推計	12
4 本県の予算（投資的経費の状況）	13
5 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等	
(1) 今後の経費の見込み	14
(2) 財源の見込み等	16

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1 現状や課題に関する基本認識

- (1) 総合的かつ計画的な管理のための推進体制の構築・・・・・・・・・・17
- (2) 施設配置・総量の最適化・・・・・・・・・・18
- (3) 施設の老朽化対策・・・・・・・・・・18

2 公共施設等の管理に関する基本方針

- (1) 建物系施設・・・・・・・・・・19
- (2) インフラ施設・・・・・・・・・・23
- (3) 総合的かつ計画的な管理のための推進体制の構築・・・・・・・・・・25

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建物系施設

- (1) 共通事項・・・・・・・・・・28
- (2) 行政系施設・・・・・・・・・・31
- (3) スポーツ施設・・・・・・・・・・33
- (4) 県営住宅・・・・・・・・・・35
- (5) 県立学校施設・・・・・・・・・・37
- (6) 警察施設・・・・・・・・・・39
- (7) 県立病院施設・・・・・・・・・・41
- (8) 職員宿舎・・・・・・・・・・43
- (9) その他施設・・・・・・・・・・46

2 インフラ施設

- (1) 共通事項・・・・・・・・・・48
- (2) 道路・・・・・・・・・・50
- (3) 河川・・・・・・・・・・52
- (4) ダム・・・・・・・・・・54
- (5) 砂防・・・・・・・・・・57
- (6) 治山・・・・・・・・・・59
- (7) 海岸・・・・・・・・・・61
- (8) 港湾・・・・・・・・・・63
- (9) 漁港・漁場・・・・・・・・・・65
- (10) 公園・・・・・・・・・・67
- (11) 土地改良（農業用インフラ）・・・・・・・・・・69
- (12) 発電・・・・・・・・・・72
- (13) 工業用水道・・・・・・・・・・74
- (14) 交通安全・・・・・・・・・・76

【用語集】

はじめに

本県では、戦後の急激な人口増加や高度経済成長による社会ニーズの変化に対応するため、昭和40年代から昭和50年代にかけて県立学校、県営住宅など数多くの建物系施設や道路、橋梁などのインフラ（社会基盤）施設を整備しました。

これらの公共施設等は、長い間、県民の安全・安心で豊かなくらしづくりに寄与してきましたが、古いものでは建設から50年以上という年月が経過し、現在、多くの施設で老朽化が進行しています。

その一方で、厳しい財政状況もあり、公共施設等の建設や改修に要する経費（投資的経費）の予算額は、ピーク時（平成9年度）の6割程度まで減少していますが、今後、大規模な改修や更新の時期が一斉に到来することから、そのための財源確保及び財政負担の低減化・平準化を図っていく必要があります。

また、全国的な人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設等に対する県民の利用ニーズも多様化・変化しています。

さらには深刻な労働力不足の影響により、現行の施設規模や管理手法を前提とした維持管理を継続することは困難な局面を迎えています。

今後は、建物系施設においては、県民の利用ニーズの変化に適応した配置・総量の最適化が急務であり、道路や橋梁等のインフラ施設においては、機能維持に向けた予防保全型管理への転換や効率化を図り、長寿命化対策を計画的かつ着実に推進していく必要があります。

このように、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の大規模改修や更新といった課題にどのように取り組んでいくのか、県民の皆様と情報を共有しながら長期的な視点に立って検討しなければなりません。

本計画は、県が管理する公共施設等の現状や課題、将来の見通しなどの分析をもとに、今後の施設配置・総量の最適化や老朽化対策などに関する基本的な方針を定めるものです。

これは、「みやぎき行財政改革プラン（第四期）」の改革プログラムのうち「健全な財務基盤の構築と資産の有効活用」の取組の一つであるとともに、国の「インフラ長寿命化基本計画」において各地方公共団体が策定することとされている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置付けられます。

今後、この計画に基づきファシリティマネジメント*などの取組を推進し、県民の皆様が県の保有する公共施設等を安全・安心かつ快適に利用できるよう、また、次の世代に良好な状態で引き継いでいけるよう努めていきたいと考えています。

みやざき行財政改革プラン（第四期）

改革プログラム

4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用

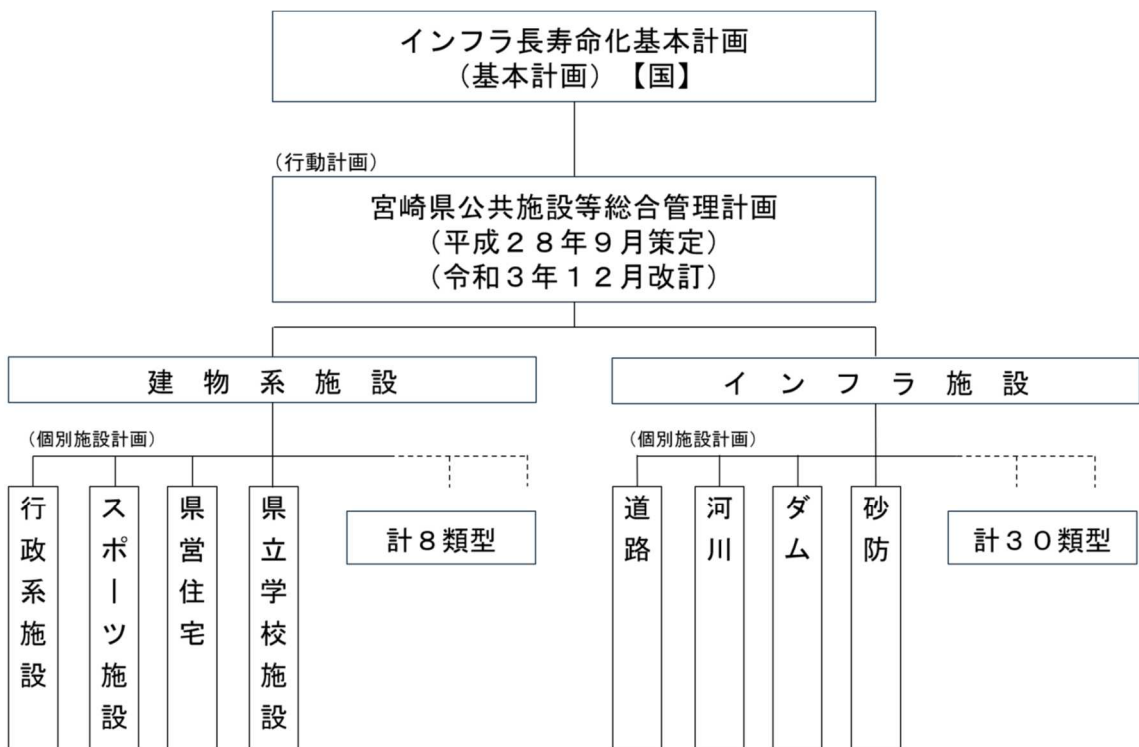
(2) 県有財産等の資産の有効活用

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

【実施方針】

「宮崎県公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）（令和3年12月改訂）」に基づき、社会経済情勢や地域ニーズの変化に応じて、老朽化が進む公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減化・平準化や公共施設等の最適な配置を図ります。

これにより、公共施設等の計画的・効果的な保全業務に取り組むとともに、ファシリティマネジメント（建物系施設）やアセットマネジメント（インフラ施設）の推進に努めます。



第1章 計画策定の目的等

1 公共施設等とは

この計画において公共施設等とは、建物系施設及びインフラ（社会基盤）施設を指しています。

建物系施設は、行政庁舎や県立学校、県営住宅などの建築物を指し、インフラ施設は、道路や橋梁、トンネルなどの土木構造物を指しています。

したがって、この計画は、県が保有し、又は管理する全ての建築物及び土木構造物を対象としています。

対象施設一覧表					
大分類	中分類	小分類	施設例		
建物系施設	行政系施設	行政庁舎	庁舎施設	県庁舎、総合庁舎、企業局庁舎等	
			事務所施設	農業改良普及センター、保健所、港湾事務所、ダム管理事務所等	
			福祉系施設	福祉こどもセンター、こども療育センター、みやぎき学園等	
			県外複合施設	東京ビル（建替工事中）	
			その他	職員健康プラザ、防災行政無線中継局等	
		産業系施設	産業振興施設	農業試験場、工業技術センター、畜産試験場、食肉衛生検査所等	
			教育・研修施設	消防学校、農業大学校、産業技術専門学校、教育研修センター等	
		県民利用施設	博物館等施設	博物館等施設	芸術劇場、図書館、美術館、博物館、垂熱帯植物園等
				レクリエーション施設	サンビーチーツ葉、国定公園休憩所等
			保養施設	国民宿舎	
			青少年健全育成施設	青少年自然の家	
			その他	農業科学公園、ひなもり台県民ふれあいの森等	
		スポーツ施設	スポーツ施設	ライフル射撃競技場、廬舎、体育館等	
		県営住宅	県営住宅	県営住宅、団地内集会所、倉庫、機械室等	
県立学校施設	校舎等	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校			
	寮・寄宿舎	地区生徒寮・寄宿舎			
警察施設	警察庁舎	本部庁舎、警察署、駐在所、交番等			
県立病院施設	病院事業施設	県立病院・附属施設等			
職員宿舎	職員厚生施設	職員住宅・職員寮・公舎			
その他施設（宮崎県議会議員寮）	宮崎県議会議員寮	議会議員寮			
インフラ施設	道路	道路法面	道路法面		
		道路照明	交差点照明、橋梁照明等		
		橋梁	PC橋、RC橋、鋼橋、石橋等		
		トンネル	交通用トンネル、用水用トンネル、公益事業用トンネル		
		トンネル照明	トンネル塗装		
		大型構造物	シェッド、大型カルバート等		
	河川	舗装	舗装		
		水門、排水機場	水門、防潮水門、防潮堰、排水機場		
	ダム	小規模河川管理施設	樋門樋管・陸閘		
		多目的・治水ダム	多目的ダム、治水ダム		
	砂防	発電利水ダム	発電利水ダム		
		防災ダム	防災ダム		
	治山	砂防	砂防設備		
		地すべり	地すべり防止施設		
	海岸	急傾斜施設	急傾斜地崩壊防止施設		
		治山施設	治山ダム、山腹治山施設、落石防止施設、地すべり防止施設、海岸防災林施設		
	港湾	海岸保全施設	堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、水門、陸閘、樋門、樋管、潜堤、人工リーフ、ヘッドランド		
		港湾施設	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、旅客施設、旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設、廃棄物埋立護岸、緑地及び広場		
	漁港・漁場	漁港施設	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設		
		漁場施設	養殖場施設		
	公園	都市公園	都市公園等		
	土地改良施設	土地改良施設	地すべり防止施設、ため池、用・排水路等（県保有外施設を含む）		
	発電施設	発電施設	発電所、取水堰、取水施設		
	工業用水施設	工業用水路	取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設		
	交通安全	交通安全施設	信号制御機、信号柱		

2 公共施設等の保有状況

(1) 建物系施設

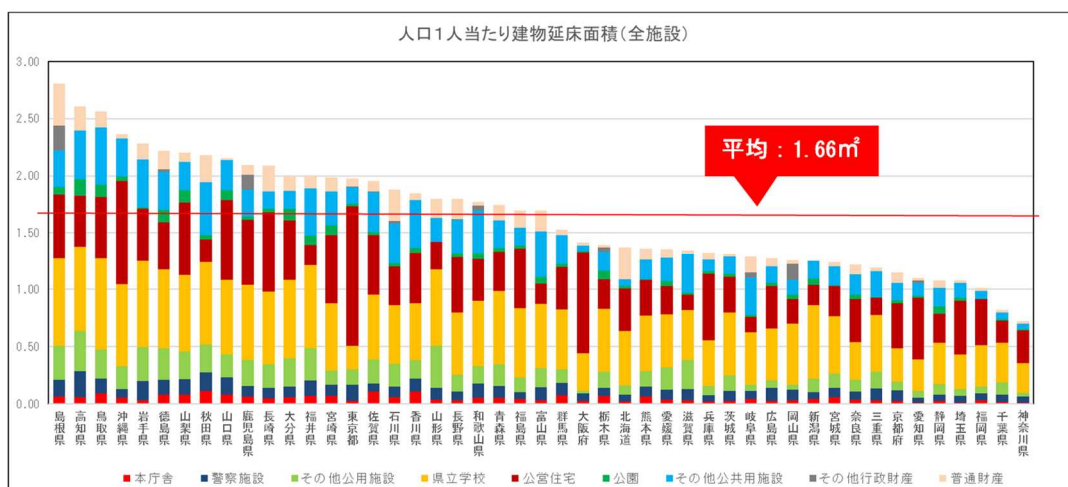
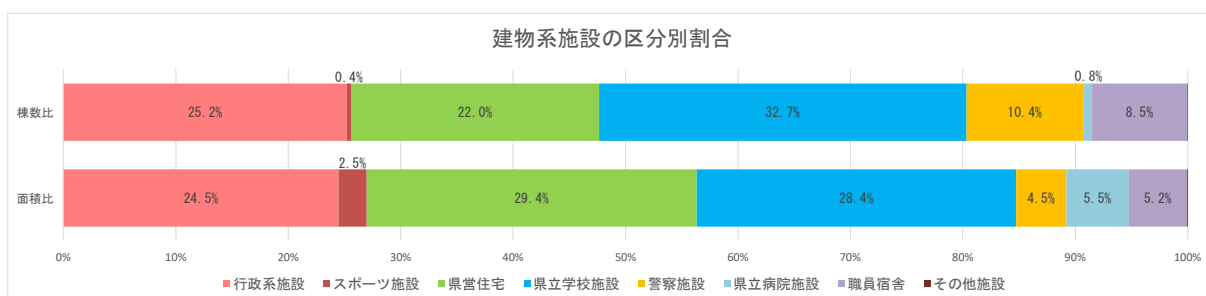
本県の建物系施設について、令和6年度末の保有状況は、756施設、4,993棟で、延床面積は約215万㎡となっています。

主な内訳を延床面積ベースで見ると、県営住宅が約29%、県立学校施設が約28%、庁舎などを含む行政系施設が約25%となっています。

なお、総務省が毎年公表している「公共施設状況調経年比較表」では、本県の公共施設の延床面積は、県民1人当たり換算で1.99㎡となり、47都道府県の平均である1.66㎡を上回っています。

区分	施設数	棟数	面積(㎡)	割合(%)
行政系施設	253(-3)	1,259(-24)	525,082(-21,392)	24.5
スポーツ施設	9(+3)	19(+3)	53,479(+43,013)	2.5
県営住宅	108(-2)	1,100(-14)	629,981(-2,127)	29.4
県立学校施設	58(±0)	1,633(-2)	609,188(+2,807)	28.4
警察施設	179(-10)	517(-12)	96,195(+207)	4.5
県立病院施設	3(±0)	38(+1)	119,029(+7,442)	5.5
職員宿舎	145(-20)	425(-65)	110,860(-34,978)	5.2
その他施設(宮崎県議会議員寮)	1(±0)	2(±0)	1,545(±0)	0.1
合計	756(-32)	4,993(-113)	2,145,359(-5,028)	100

※ ()内の値は令和3年度改訂時(令和元年度末時点)からの増減。



(資料) 総務省: 公共施設状況調経年比較表(令和5年)

公営企業を除く。また、特別区や政令市が保有する施設は含まない。

(2) インフラ施設

本県が管理するインフラ施設は、高度経済成長期を中心にその多くが整備されています。

令和6年度末の保有状況については、道路総延長 2,912km、橋梁 2,061 橋、トンネル 128 本、河川延長 2,652km、砂防設備 3,378 基、治山施設 6,710 箇所（令和元年度末）、海岸堤防等 64km、港湾 16 港、漁港 23 港、都市公園 6 箇所などとなっており、県民の安全で快適な暮らしを支えています。

主なインフラ施設

分野	施設名	施設数
道路	県管理道路 209 路線 2,912km	
	橋梁（橋長 2 m 以上）	2,061 橋 (+45)
	トンネル	128 本 (+1)
河川	県管理河川 58 水系 478 河川 2,652km	
	河川管理施設（堰、水門、陸閘、排水機場）	1002 基 (+36)
ダム	治水ダム	13 ダム (±0) (治水機能を持つ多目的ダムを含む)
	発電利水ダム	3 ダム (±0)
	農業用ダム	2 ダム (防災ダム) (±0)
砂防	砂防設備	3,378 基 (-4)
地すべり	地すべり防止施設	51 箇所 (+2)
急傾斜地	急傾斜地崩壊防止施設	750 箇所 (-119)
治山	治山ダム	4,818 箇所 (±0)
	山腹治山施設、落石防止施設	1,506 箇所 (±0)
	地すべり防止施設	260 箇所 (±0)
	海岸防災林施設	126 箇所 (±0)
海岸	海岸堤防等	64km (-1)
港湾	県管理港湾 16 港（重要港湾 3 港、地方港湾 12 港、56 条港湾 1 港）	
	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等）	1,186 施設 (+2)
漁港	県管理漁港 23 港（第 1 種 11 港、第 2 種 5 港、第 3 種 5 港、第 4 種 2 港）	
	漁港施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設）	772 施設 (+44)
漁場	漁場施設（養殖場施設）	11 施設 (±0)
公園	都市公園 6 箇所	
	公園施設等	4,239 施設 (+2,295)
土地改良	地すべり防止施設	7 箇所 (±0)
発電	14 発電所	
	発電所、取水堰、取水施設	37 施設 (+2)
工業用水道	工業用水道	1 箇所 (±0)
交通安全	信号制御機	2,303 基 (-74)

※（ ）内の値は令和3年度改訂時（令和元年度末時点）からの増減。

3 計画策定の目的等

(1) 計画策定の目的

本県では、今後、建物系施設、インフラ施設のいずれについても、急速に老朽化が進行し、一方で人口減少・少子高齢化による県民の利用ニーズの変化や厳しい行財政運営が見込まれることから、公共施設等の保有・運営・維持の最適化（財政負担の最小化と施設保有効果の最大化の両立）を図る必要があります。

本計画は、それを実現するための「総合的・計画的な管理」について、基本的な方針を示すものです。

(2) 個別施設計画に基づく保全業務の推進

施設ごとの具体の対応方針を定める計画として令和2年度までに策定した「個別施設計画」に基づき、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を着実に推進します。

なお、総合管理計画策定時点（平成28年9月）において、既に長寿命化計画等の同種・類似の計画を策定していた施設については、当該計画をもって個別施設計画に代えるものとし、計画改訂時等に必要な見直しを行います。

また、個別施設計画は施設の状態や社会情勢の変化などを反映させるため、定期的に見直しを行います。

同種・類似の計画（長寿命化計画等）の策定状況

施設類型	既存計画の名称
県営住宅	県営住宅長寿命化計画（平成23年3月策定、令和4年6月改訂）
道 路	橋梁長寿命化修繕計画（平成22年9月策定、令和7年4月改訂）
	トンネル長寿命化修繕計画（平成27年3月策定、令和7年4月改訂）
	道路舗装個別修繕計画（平成27年3月策定、令和5年3月改訂）
河 川	特定構造物長寿命化計画（平成23年7月策定、平成28年9月改訂）
	樋門長寿命化計画（令和8年3月策定）
漁 港	漁港施設機能保全計画（平成26年2月策定）
	漁港海岸施設機能保全計画（平成28年2月策定）
	漁場施設機能保全計画（平成29年2月策定）
公 園	公園施設長寿命化計画（平成25年3月策定、令和2年2月改訂）

4 計画期間等

(1) 計画期間

計画策定の目的を達成するためには、公共施設等の老朽化の状況などについて長期的な視点での検討が必要であることから、計画期間を「20年間（令和8年度から令和27年度まで）」とします。

(2) PDCAサイクルの推進

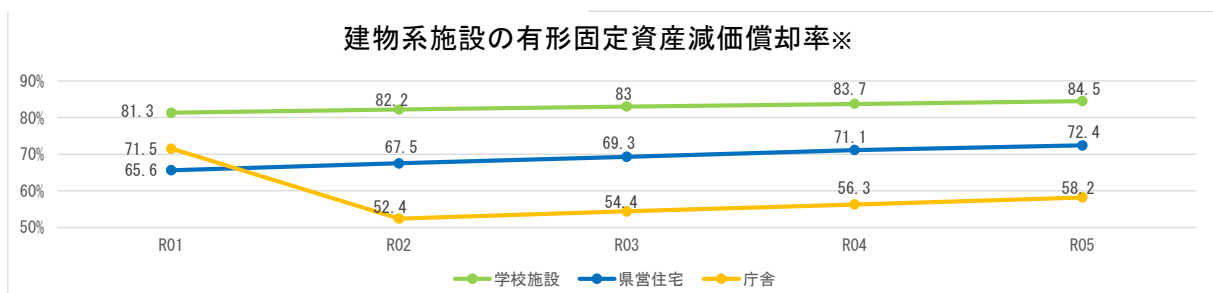
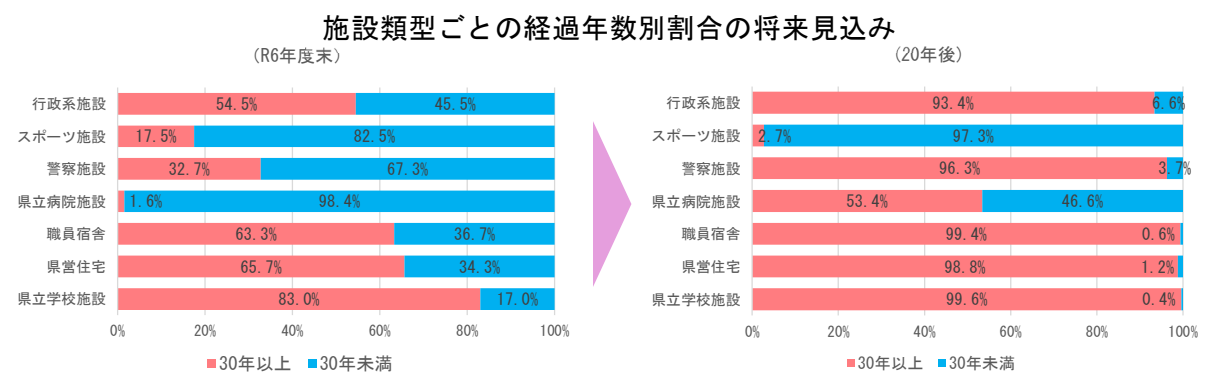
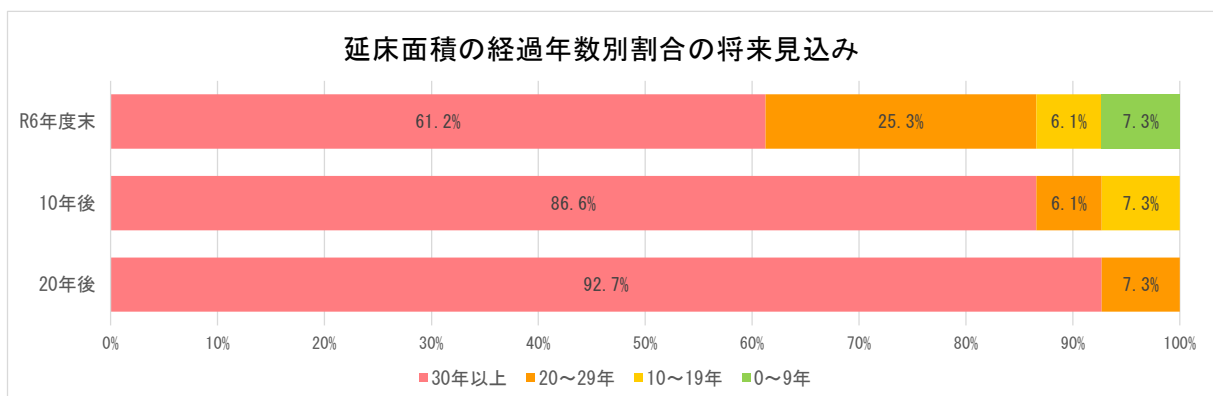
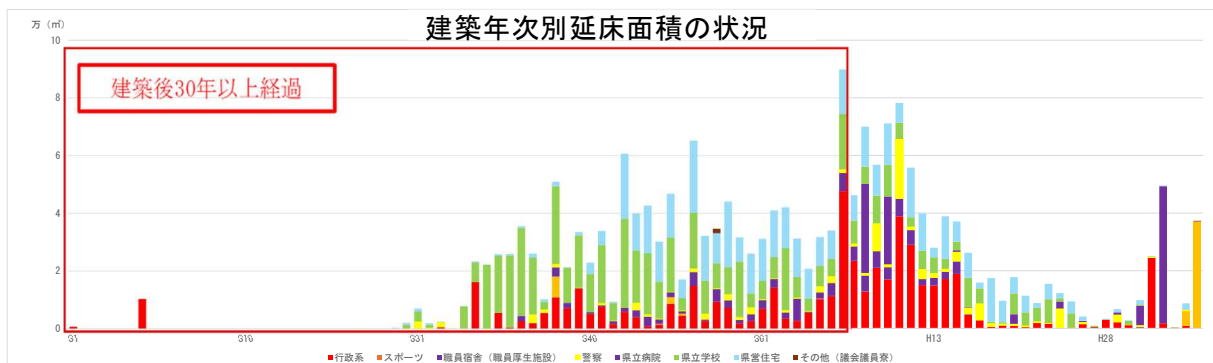
今後の社会経済情勢の変化や公共施設等に求められる機能の変化に対応するため、定期的（概ね5年ごと）に総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき、総合管理計画の見直しを行います。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 建物系施設の現状と課題

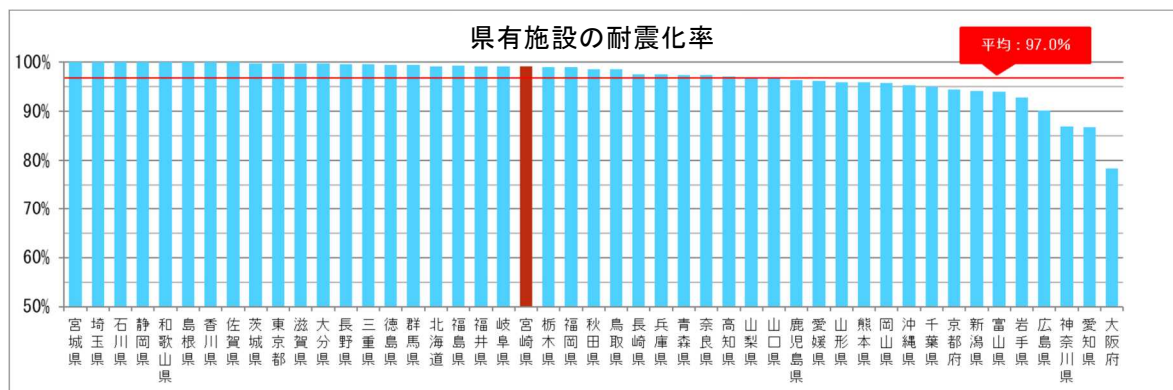
(1) 老朽化の状況

建築年度別の延床面積の状況を見てみると、施設の劣化が急速に進行すると言われる築後30年以上を経過した建物は、令和元年度末で53.2%でしたが、令和6年度末では61.2%となっています。このまま推移すると、10年後には築後30年以上経過するものが86.6%となります。



(2) 耐震化の状況

次に、耐震化の状況は、「防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査」(総務省調査)によると、調査対象である非木造2階建以上又は200㎡を超える県有施設の耐震化率は、令和5年度末で99.2%でした。これは、全国平均の97.0%を2.2ポイント上回っています。



(資料) 総務省：防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査 (令和5年度末)

(3) 長寿命化等の取組状況

本県では、令和5年6月に策定した「みやぎき行財政改革プラン(第四期)」において、老朽化が進む公共施設等については、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の低減・平準化や公共施設の最適な配置を図ることが位置付けられました。

このため、総合管理計画に基づき策定された個別施設計画に沿って、計画的な修繕・改修等による施設の長寿命化等を推進します。

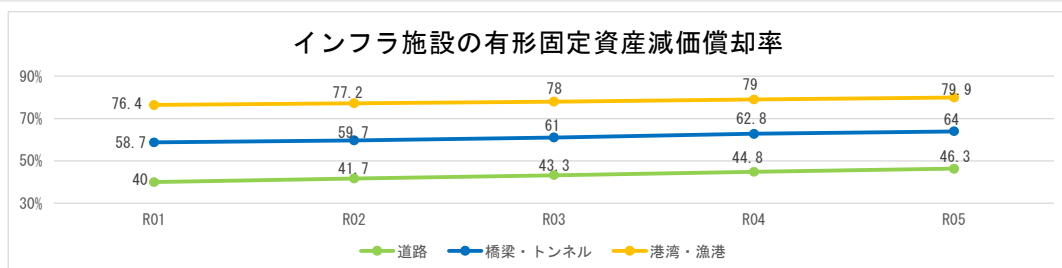
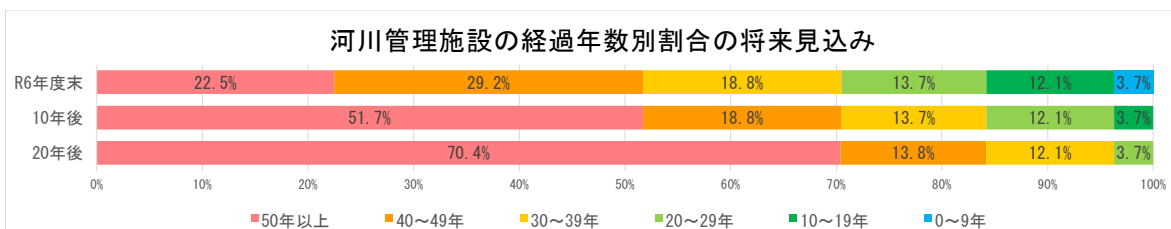
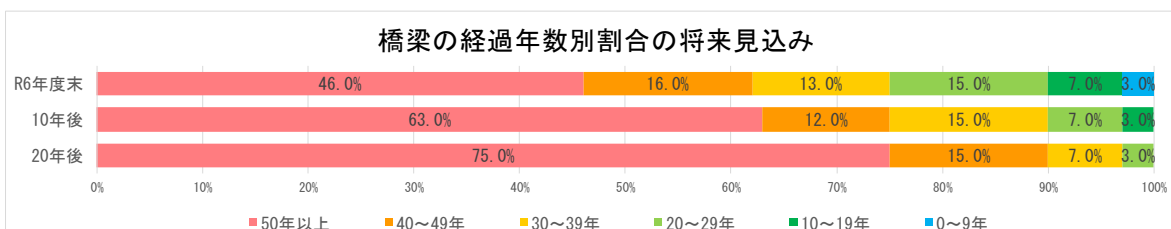
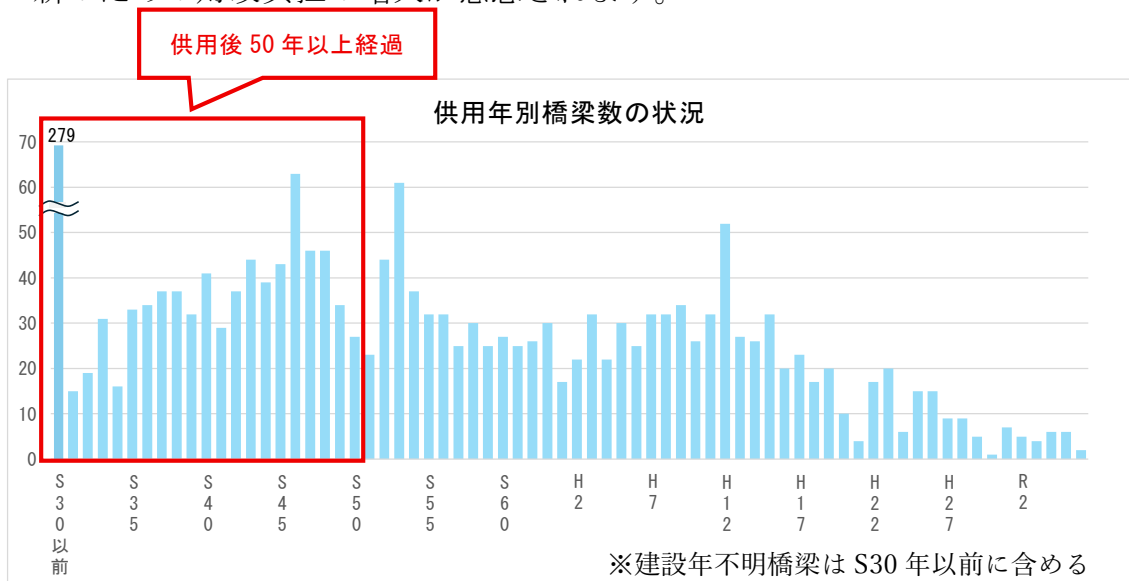
2 インフラ施設の現状と課題

(1) 老朽化の状況

インフラ施設についても、建物系施設と同様に老朽化が進んでおり、建設後50年以上を経過する施設の割合は、例えば、橋梁では令和6年度末に46%であったものが、10年後には63%、20年後には75%を占めることになります。

また、河川管理施設については、建設後50年以上を経過する施設の割合は、令和6年度末に22.5%であったものが、10年後には51.7%、20年後には70.4%と今後急激に老朽化が進んでいきます。

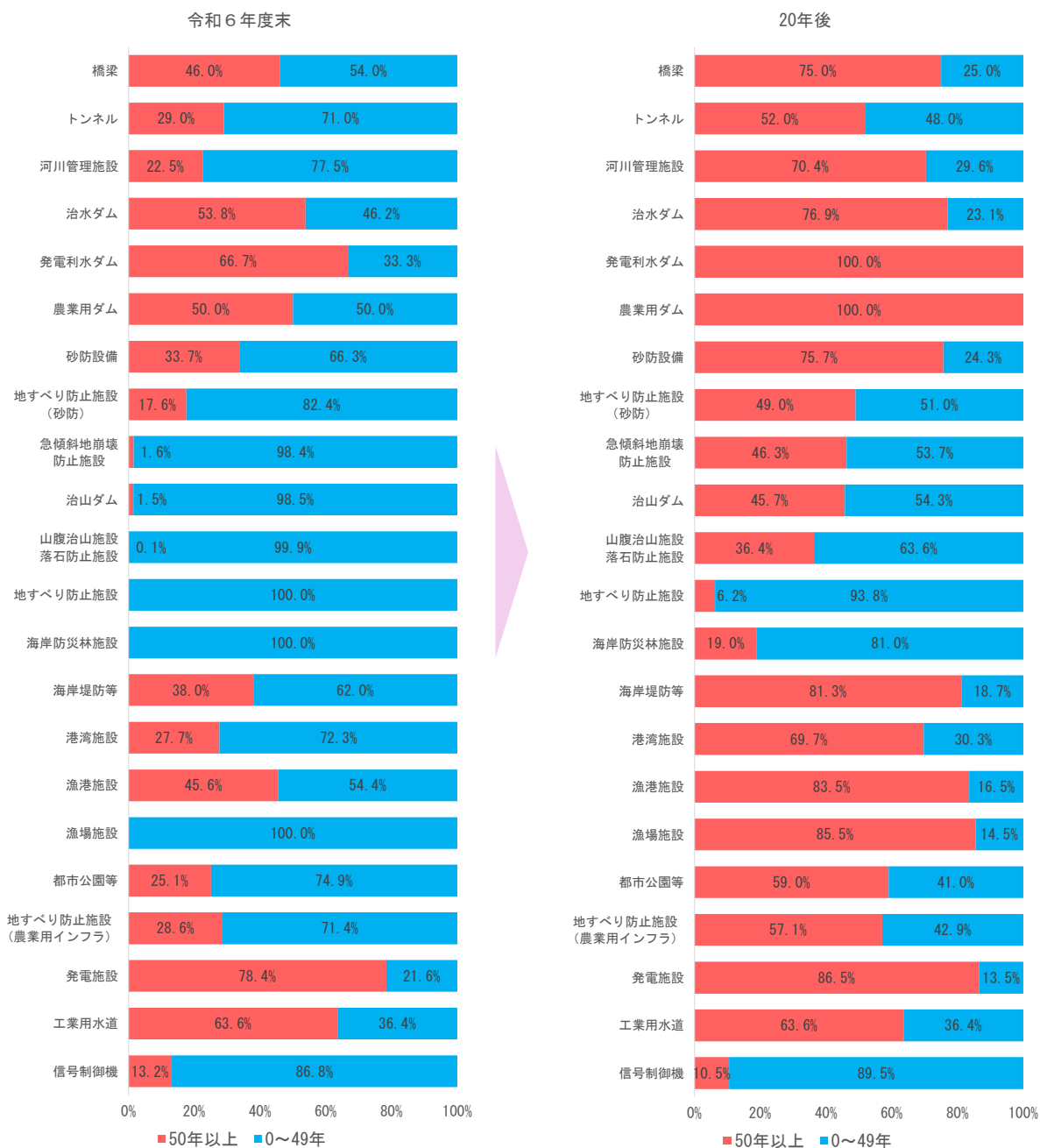
このように、インフラ施設についても、施設老朽化に伴う大規模な改修や更新のための財政負担の増大が懸念されます。



(2) 耐震化の状況

道路施設については、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時において重要な役割を担う緊急輸送道路の橋梁（桁橋）の落橋防止対策が平成26年度に完了しています。

主なインフラ施設の経過年数別割合の将来見込み



(3) 長寿命化等の取組状況

本県においては、まず、橋梁等の公共土木施設に係るアセットマネジメント※に取り組み、それまでの「損傷が発生してから対応する対症療法型の管理」から「定期的な点検・診断を実施し、状態が悪くなる前に対応する予防保全型の管理」に転換することとしました。この考え方を基に、サービス水準の向上、ライフサイクルコスト※の最小化、必要予算の平準化等を検討し、平成 22 年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定しました。

また、他のインフラ施設については、令和 2 年度までに個別施設計画を策定し、更には必要に応じて各施設計画の改訂を行いながら、適切な施設の維持管理に努めています。

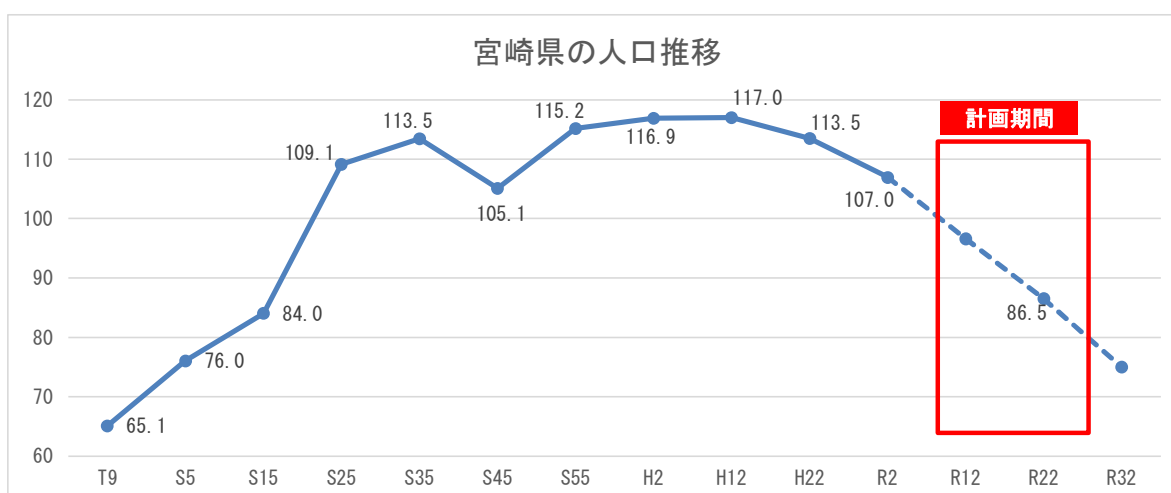
3 将来人口の見通し

(1) 人口の推移及び将来推計

本県の人口は、大正9年に約65万人だったものが、高度経済成長期を経て増加を続け、平成8年の117万7,407人をピークに、その後は減少に転じました。

令和8年6月に改定した「宮崎県総合計画2023（長期ビジョン）」では令和22年には約86.5万人まで減少することが見込まれています。

また、平成27年から令和27年までの30年間で約27%、約29万人が減少すると推計されています。これは、現在の都城市、延岡市及び三股町を合わせた人口に相当します。



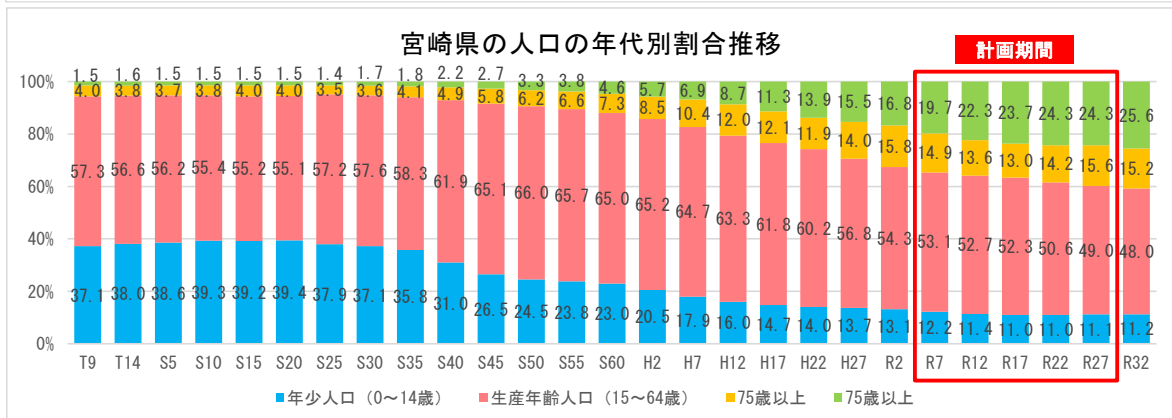
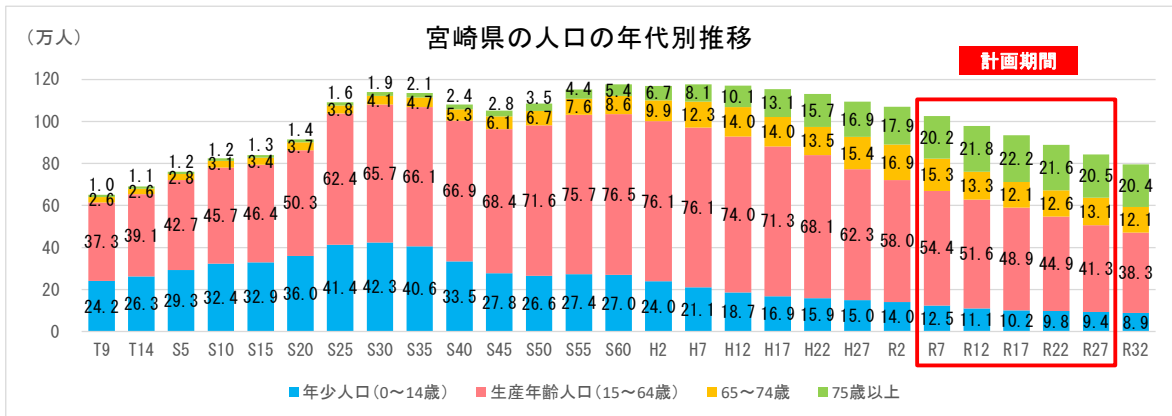
注：各年10月1日現在の数値。年齢不詳を含む。

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。令和7年以降は宮崎県独自推計（宮崎県総合計画2023（長期ビジョン）からの抜粋）。

(2) 年代別人口の推移及び将来推計

年代別の人口の推移等を見てみると、今後の少子高齢化の進行に伴い、年少人口（15歳未満）は、令和2年時点では14.0万人（13.1%）ですが、令和32年には8.9万人（11.2%）まで低下し、生産年齢人口（15歳から64歳まで）も同様に58.0万人（54.3%）から38.2万人（48.0%）まで低下することが見込まれています。

一方、高齢人口（65歳以上）は34.9万人（32.6%）から32.5万人（40.8%）に推移する見込みです。高齢人口は減少するものの、総人口に占める高齢化率は上昇することが予測されています。

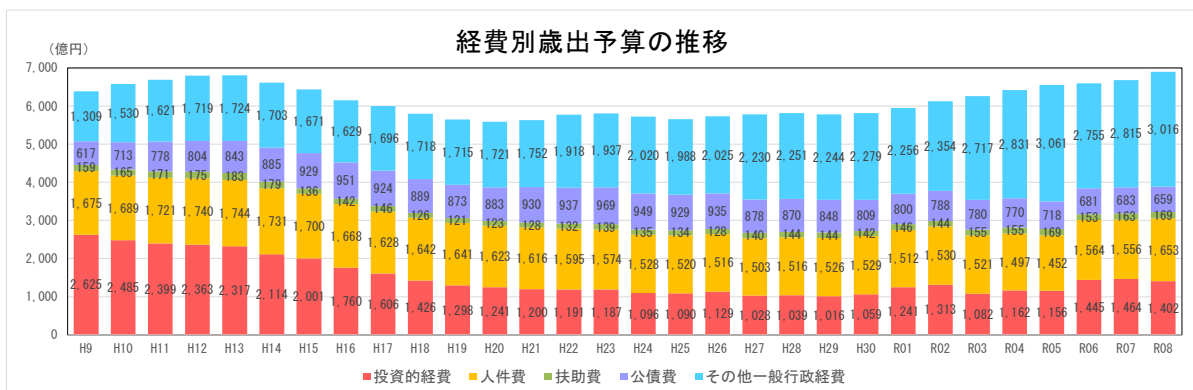


資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計

4 本県の予算（投資的経費の状況）

国及び地方の財政は、大変厳しい状況が続いていることもあり、公共施設等の建設や改修に要する経費である投資的経費の本県の予算は、平成9年度予算（2,625億円）をピークに減少傾向で推移してきました。近年は国土強靱化対策や、宮崎国スポ・障スポに向けた県有スポーツ施設整備等により徐々に増加しており、直近の令和8年度予算では1,402億円（令和3年度比29%増）となっています。

今後も建設物価の高騰や、社会保障関係費が増大する中で、防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策等に必要な多額の財源を確保していくためには、引き続き適切な行財政運営を行っていく必要があります。



※ 平成27年度の予算額は、口蹄疫対策転貸債等償還金1,200億円を除いたもの。

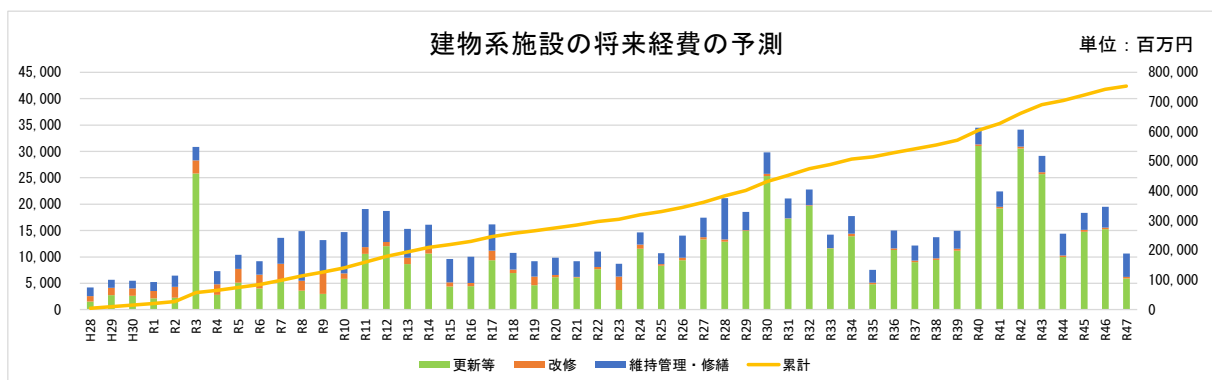
5 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

(1) 今後の経費の見込み

ア 建物系施設

本県における建物系施設の維持管理や更新等の将来経費について、平成 28 年度から令和 47 年度までの 50 年間（平成 28 年度から令和 6 年度までは実績値）に必要となる金額を試算したところ、総額で約 7,534 億円、1 年当たり約 150 億円が必要となるという結果が得られました。

なお、この試算は、施設毎に策定した個別施設計画に基づき、施設の最適配置や総量最適化、メンテナンスサイクルの構築による長寿命化等を実施するという前提で算出したものです。



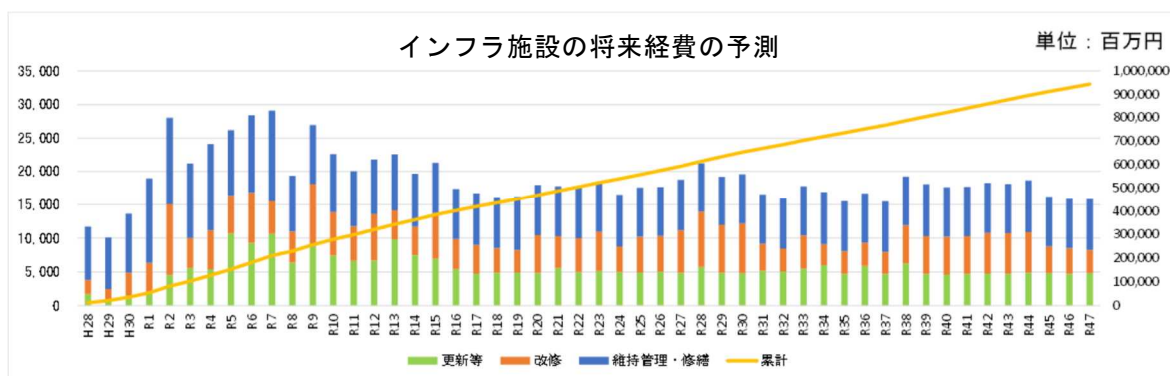
建替等費用の試算の考え方

- 1 対 象 : 建物系全施設
- 2 条 件 : 現在保有する建物系施設を同じ規模で建替え、部材更新（同等性能のものに更新）すると仮定する。ただし、個別施設計画において用途廃止の建物は部材更新のみとする。
- 3 建替え等の周期: 建替え65年（事務所等）をベースに構造別・用途別に設定、部材更新 15年～40年
- 4 建替え等の単価: 公共施設マネジメントシステム[※]の登録単価（国の標準単価等）を使用
- 5 そ の 他 : 個々の施設の老朽化の状況や今後の長寿命化対策等により実際の金額は変動し得る。

イ インフラ施設

本県におけるインフラ施設の維持管理費用について、平成 28 年度から令和 47 年度までの 50 年間（平成 28 年度から令和 6 年度までは実績値）で必要となる金額を試算したところ、総額で約 9,440 億円、1 年当たり約 188 億円が必要となるという結果が得られました。

インフラ施設については、長寿命化計画などの個別施設計画を策定しており、この計画に基づき予防保全対策などの維持管理を実施していく必要があります。



維持管理費用の試算の考え方

- 1 対 象： 県が管理するインフラ施設
- 2 算定方法： 個別施設計画の維持管理経費や過去の実績（5年程度）をもとに算出。
- 3 そ の 他： 今後、個別施設の点検結果や情勢の変化により実際の金額は変動し得る。

ウ 長寿命化対策等の効果額

ア及びイで示した建物系施設及びインフラ施設の 50 年間に必要となる経費見込みと、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の経費見込みを比較することで得られる長寿命化対策等の効果額は以下のとおりです。

平成28年度から令和47年度までの50年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している年間経費 (過去4年平均)
普通会計	建築物(a)	142,614	31,658	398,745	573,017	810,906	-237,889	7,432
	インフラ施設(b)	379,917	221,523	249,980	851,420	1,283,214	-431,794	20,460
	計(a+b)	522,531	253,181	648,725	1,424,436	2,094,120	-669,684	27,891
公営事業会計	建築物(c)	44,232	16,411	119,765	180,408	187,065	-6,657	6,995
	インフラ施設(d)	35,481	34,084	23,035	92,600	0	92,600	4,506
	計(c+d)	79,713	50,495	142,800	273,008	187,065	85,943	11,501
建築物計(a+c)		186,846	48,069	518,511	753,425	997,971	-244,546	14,426
インフラ施設計(b+d)		415,398	255,607	273,015	944,020	1,283,214	-339,194	24,966
合計(a+b+c+d)		602,244	303,676	791,525	1,697,445	2,281,185	-583,740	39,392

(2) 財源の見込み等

令和8年度から令和17年度までの10年間に必要となる経費について、充当可能な財源の見込みは以下のとおりです。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している年間経費 (過去4年平均)
普通会計	建築物(a)	51,423	6,696	72,430	130,550	一般財源、県債、国庫支出金等	415,195	-284,645	7,432
	インフラ施設(b)	75,786	47,954	61,766	185,506		261,621	-76,115	20,460
	計(a+b)	127,210	54,650	134,196	316,056		676,816	-360,761	27,891
公営事業会計	建築物(c)	9,602	7,635	101	17,338	一般財源、企業債、国庫支出金、事業収益等	47,733	-30,395	6,995
	インフラ施設(d)	6,017	8,304	8,486	22,807		0	22,807	4,506
	計(c+d)	15,619	15,939	8,587	40,145		47,733	-7,588	11,501
建築物計(a+c)		61,025	14,331	72,532	147,888		462,928	-315,040	14,426
インフラ施設計(b+d)		81,803	56,258	70,252	208,313		261,621	-53,308	24,966
合計(a+b+c+d)		142,829	70,589	142,783	356,201		724,550	-368,349	39,392

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋梁、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 総合的かつ計画的な管理のための推進体制の構築

ア 全庁的な推進体制の構築

本県では、平成29年に「公有財産調整委員会」に新たに企業局長及び病院局長を委員として加え、全庁的な推進体制を構築したところですが、限られた財源の中で公共施設等の施設配置・総量の最適化や老朽化対策の実効性をさらに高めていくために、今後も適時・適切に同委員会の機能強化に取り組む必要があります。

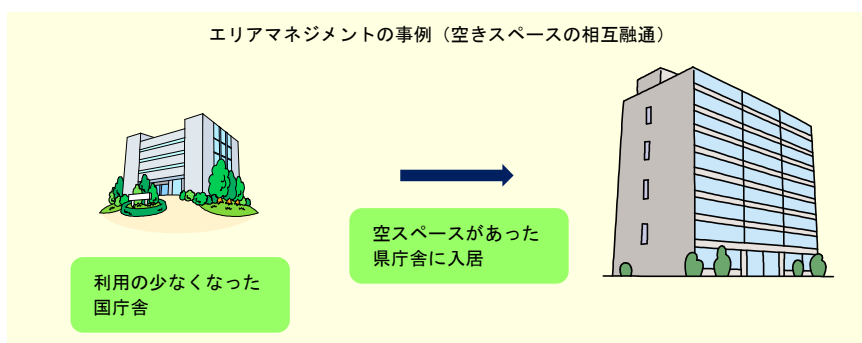
イ エリアマネジメントの推進

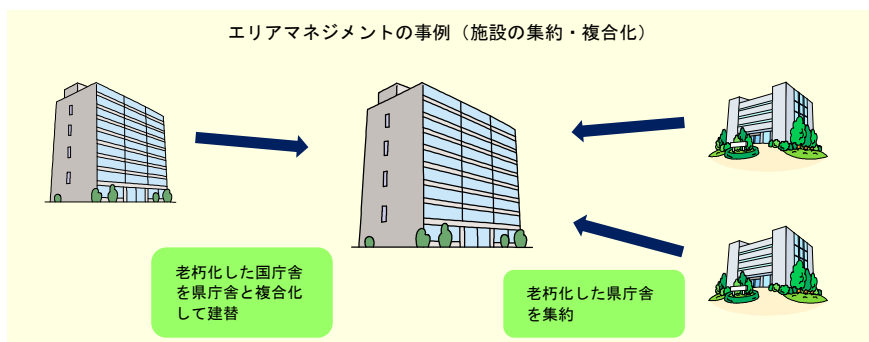
国・地方公共団体には、急速に進行する公共施設等の老朽化への対策に加え、少子高齢化や人口減少に伴う県民の利用ニーズの変化に対応することが求められています。このため、現在までに県内5市（宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市）において、国・県・市との間で検討会を設立して協議・検討を行うとともに、他市町村においても随時、国や市町村と相互施設の有効活用に向け、意見交換を行っています。

国・地方公共団体ともに財政状況が厳しい中で、引き続き、相互に連携しながら、地域の特性を踏まえた上で、コスト、まちづくり、利便性、公共サービスとしての持続可能性などの観点から様々な検討を行い、最適な施設整備や利活用に取り組む必要があります。

【参考】エリアマネジメントとは。

一定の地域（エリア）に所在する国・地方公共団体の施設情報を共有化し、中長期的な観点から地域の公共施設等に対するニーズを把握し、施設の最適利用について調整・管理（マネジメント）することであり、空きスペースの相互融通や施設の集約・複合化などの手法がある。





(2) 施設配置・総量の最適化

本県では、人口減少や少子高齢化が進行し、年代別の人口構成の変化により、公共施設等に対する県民の利用ニーズも変化し、深刻な労働力不足の影響も懸念されています。これらに対応するため、施設配置・総量の最適化の推進に向けた、さらなる取り組みが必要です。

これまで建物系施設は、築年数等の定量評価や行政ニーズ等の定性評価に基づき、維持・廃止などの方向性を決定してきました。今後は、この最適化を一層推進するため、施設性能や立地、機能移転の可能性といった多角的な視点から、客観的指標を用いた数値基準を導入するなど、新たな施設評価のあり方を検討していく必要があります。

(3) 施設の老朽化対策

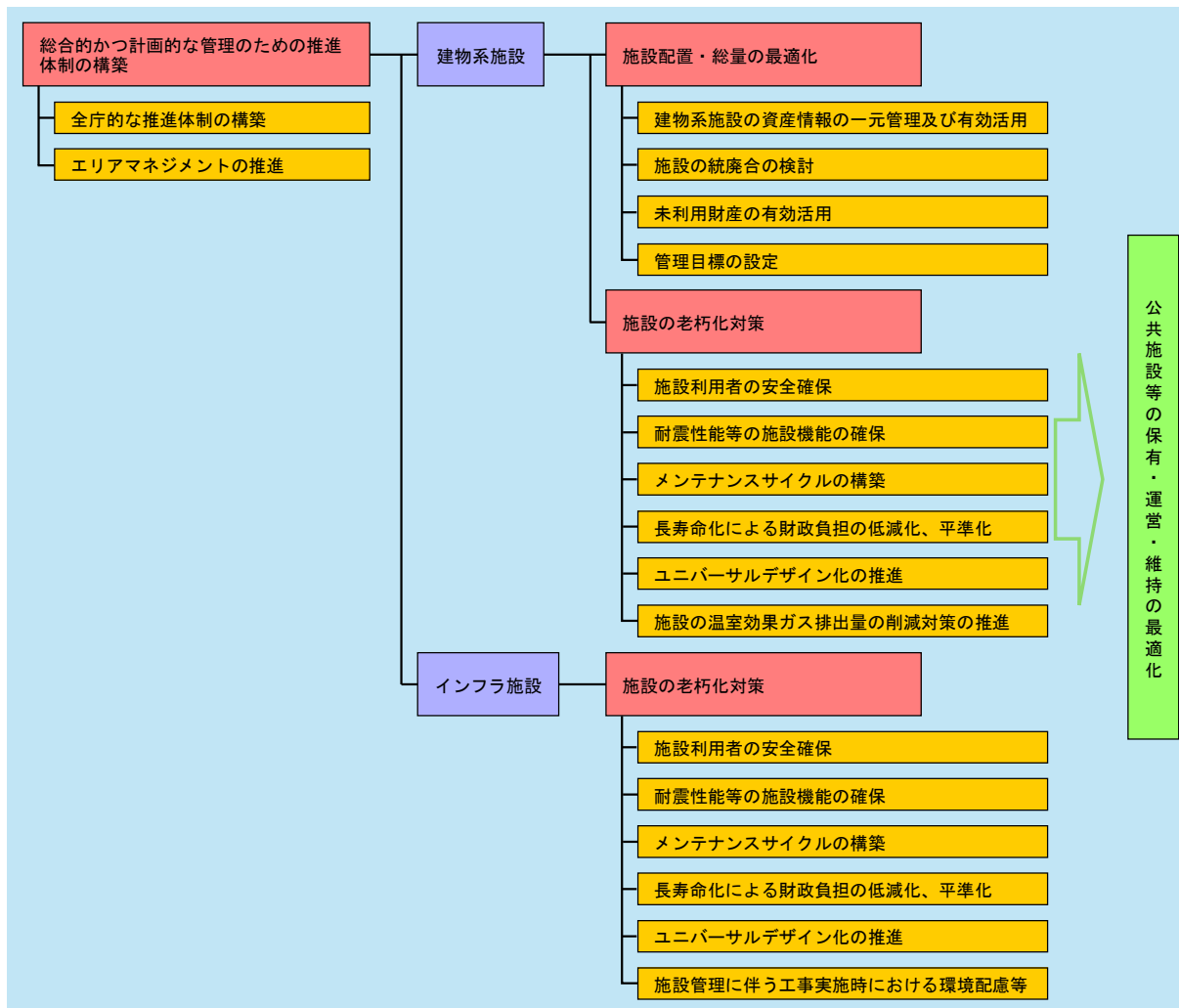
今後、建物系施設、インフラ施設のいずれも老朽化が急速に進むことが見込まれます。

このような状況においても、公共施設等の共通課題として、利用者の安全確保、ユニバーサルデザイン化及び省エネや再エネ導入による温室効果ガスの排出量削減が求められるとともに、建物系施設については災害時の応急活動や一定水準の行政機能を継続するための耐震性能を、インフラ施設については大規模災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路等が災害時に対応できる耐震性を有しておく必要があるなど、それぞれの施設に求められる機能を確保する必要があります。

また、厳しい行財政運営が続くことが見込まれる中で適正な行政サービスを継続して提供するためには、個別施設計画に基づき公共施設等の長寿命化等を推進し、財政負担の低減化・平準化を図る必要があります。

2 公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、今後、ファシリティマネジメントやアセットマネジメントの考え方を基本に公共施設等の総合的・計画的な管理を実現します。



(1) 建物系施設

建物系施設については、利用者数の推移や社会情勢の変化に伴う施設の今後の利用見込み等を考慮した上で、必要性が高い施設については長寿命化・更新を、必要性が低くなった施設については統合・廃止を行うなど、ファシリティマネジメントの考え方にに基づき、施設配置・総量の最適化を推進します。

ア 施設配置・総量の最適化

(ア) 建物系施設の資産情報の一元管理及び有効活用

施設をはじめとする資産情報を一元管理する「公共施設マネジメントシステム」を活用し、すべての建物系施設の劣化状況など、多角的な情報の収集・分析に取り組みます。これにより、全庁横断的な施設管理を推進します。

本システムに蓄積された資産情報を有効活用し、施設の老朽化度や利用状況などの定量的評価と、地域ニーズなどの定性的評価を組み合わせる評価方法等を検討します。

これらの評価結果を反映した各施設の最適な運用方針を定め、限られた予算で最大の効果を生み出す施設配置および総量の最適化を推進します。

(イ) 施設の統廃合の検討

「公共施設マネジメントシステム」による個々の施設の評価結果や今後の需要見込み、施設が提供するサービスの水準や民間代替可能性等を踏まえ、施設の統合や廃止、集約化などを検討します。

また、エリアマネジメントの観点から、県有施設だけでなく、国・市町村の施設及び民間施設を活用した検討や民間の資金やノウハウ（PPP^{*}／PFI^{*}）の活用も視野に入れた検討を行います。

これらの取組により、施設の集約化・総量の最適化を推進し、維持管理・更新等に係る経費の抑制を図ります。

(ウ) 未利用財産の有効活用

施設の統廃合等により生じた未利用財産については、国・市町村、民間等への売却や貸付けを行うことにより、地域における有効活用を早期に図るとともに、歳入確保に努めます。

(エ) 管理目標の設定

(ア)から(ウ)の取組により、計画期間（令和27年度）までに延床面積を10%削減します。ただし、今後の社会情勢の変化、人口動態、財政状況などに応じて適宜見直しを図るものとします。

延床面積の削減目標

区分	当初 (R7.3) A	目標 (R27) B	差引		目標
			削減面積 C (=B-A)	削減率 C/A	
建物系施設の 延床面積	約 215 万㎡	約 193.5 万㎡	▲21.5 万㎡	▲10%	▲10%

イ 施設の老朽化対策

(ア) 施設利用者の安全確保

施設を供用するに当たっては、利用者の安全を確保することが最も重要です。施設の劣化や損傷が人的な被害をもたらさないように、日常の点検を適切に行い、劣化や損傷の状況に応じた修繕・改修等を行うなどの安全確保の措置を実施します。

老朽化等により利用見込みのない施設については、除却[※]等を検討しますが、予算等の事情により除却等に時間を要する場合には、防護柵を設置し、立入りを禁止するなどの安全確保の措置を実施します。

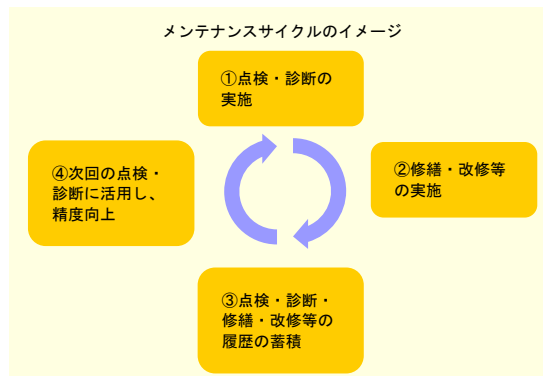
(イ) 耐震性能等の施設機能の確保

災害応急対策上重要な行政庁舎等は、災害時において応急活動の場となるほか、一定水準の行政機能を継続するための拠点になりますので、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」（令和4年5月改定）等に基づき、建物の用途や防災上の重要度に応じた耐震性能の確保を図ります。

その中で、エレベーターについては、現在の法令基準を満たしていない、いわゆる既存不適格[※]となっているものもありますが、これらについても改修等に併せて耐震化を行い、利用者の安全確保を図ります。

(ウ) メンテナンスサイクルの構築

専門技術者（建築士など）による劣化状況等調査[※]や施設管理者による法定点検及び日常点検を一定の基準・期間で実施し、必要な修繕・改修を行うとともに、それらの履歴情報を適切に蓄積・評価することにより、次回の点検の精度向上につながるメンテナンスサイクルを構築します。



また、施設の管理には、維持管理に関する専門知識や技術力が求められます。

そのため、点検・修繕履歴等の共有、宮崎県県有建物保全マニュアル（令和4年3月改訂）の活用、研修会の実施等により施設管理者等への支援を強化することにより、点検・診断精度の向上を図ります。

(エ) 長寿命化による財政負担の低減化・平準化

本計画及び「県有建物長寿命化指針」（令和4年5月改訂）等に基づき劣化状況等調査や建物保全計画の更新等に取り組むとともに、計画的かつ効率的な修繕・予防保全にむけた予算の集約化等を通じて、施設の長寿命化を推進します。

また、施設の統廃合を検討する中で、今後も存続が必要と判断された施設については、機能の集約化の検討も踏まえ、優先的に長寿命化に取り組むことにより、財政負担の低減化・平準化を図ります。

(オ) ユニバーサルデザイン化の推進

施設の更新、修繕等にあたっては、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方にに基づき、施設に求められる多様なニーズや施設の状況を踏まえながら、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。

(カ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

本県では、2050 年度に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを「第四次宮崎県環境基本計画」（令和 8 年 3 月一部改訂）の重点プロジェクトとして掲げており、大規模な事業者である県庁が率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組むことが重要です。

このため、上記計画及び「第 6 期宮崎県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」（令和 8 年 3 月策定）の取組事項を踏まえ、施設の老朽化対策と連動させつつ、改修・更新の機会を捉え、建物の断熱化、高効率空調機器導入など省エネ化に加え、太陽光発電設備の導入による再エネ活用など温室効果ガス排出量の削減対策を推進します。

また、県産材の利用促進については、県条例や基本方針（※）に基づき、今後新築する県有施設は、建築基準法などの関係法令の制約を受ける場合等を除き、木造化や混構造化を検討することに加え、内装の木質化についても積極的に推進します。

(※) 「宮崎県木材利用促進条例」（令和 3 年 3 月 24 日条例第 20 号）

「県産材利用促進に関する基本方針」（令和 7 年 3 月 25 日一部改正）

(2) インフラ施設

インフラ施設については、アセットマネジメントの考え方にに基づき、施設を長寿命化し、大切に長く使用することにより、維持管理・更新に係る財政負担の低減化・平準化を図ります。

ア 施設の老朽化対策

(ア) 施設利用者の安全確保

施設を供用するに当たっては、利用者の安全を確保することが最も重要であり、施設の劣化や損傷が人的な被害や周辺環境への悪影響をもたらさないように、日常点検を適切に行い、劣化や損傷の状況に応じた修繕・改修等を行うなど安全確保の措置を実施します。

(イ) 耐震性能等の施設機能の確保

道路施設については、緊急輸送道路の橋梁について耐震化を進めており、平成 26 年度までに桁橋の落橋を防止する対策が完了し、現在はアーチ橋などの特殊な橋梁の対策に取り組んでいます。

河川管理施設については、平成 26 年度から樋門の自動閉鎖化や堤防の液状化対策に取り組んでいます。

その他のインフラ施設についても、施設の重要度や地域の実情に応じた耐震化対策を実施し、利用者の安全や災害時に求められる施設機能の確保を図ります。

(ウ) メンテナンスサイクルの構築

橋梁など既に予防保全型の管理を実施している施設もありますが、従来の対症療法的な管理を実施している施設も多く残されています。

このため、それらの施設についても点検・診断を一定の基準・期間で実施し、必要な修繕・改修を行うとともに、それらの履歴情報を適切に蓄積・評価することにより、次回の点検や診断の精度向上につなげるメンテナンスサイクルを構築します。

また、施設の点検・診断等を担当する職員を対象とする研修会等を開催し、点検マニュアルなどの計画的な維持管理に関する知識の習得・向上を図ります。さらに、本県独自の点検手法の導入や重要度に応じた維持管理水準の設定などの新たな維持管理手法の取組も強化し、新たな知見が得られた場合には、計画の見直しを行います。

加えて、新技術の活用により、点検・診断の効率化及びコストの削減が可能な施設については、新技術の積極的な導入を図ります。

(エ) 長寿命化による財政負担の低減化・平準化

全てのインフラ施設で個別施設計画を策定し、計画的に維持管理を実施しているところですが、今後、新たな知見などにより必要性に応じて個別施設計画の見直し、新技術の活用により施設の長寿命化や維持管理費の低減化・平準化が可能な施設については、新技術の積極的な導入を図ります。

(オ) ユニバーサルデザイン化の推進

道路、公園、交通安全施設などについては、施設の更新、修繕等において、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。

(カ) 維持管理に伴う工事実施時における環境配慮等

「第6期宮崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和8年3月策定）に基づき、工事を実施する際は、間伐材利用製品など環境に配慮した木材の利用や、建設副産物の適正処理に努めるとともに、脱炭素化として照明のLED化を促進するなど、環境への影響を最小限に抑える対策に取り組みます。

(3) 総合的かつ計画的な管理のための推進体制の構築

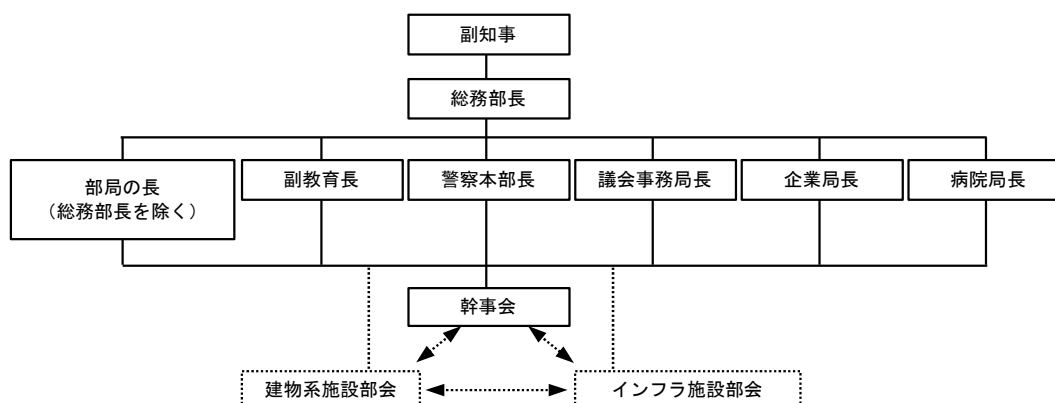
ア 全庁的な推進体制の構築

「公有財産調整委員会」において、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の調整や本計画の進捗状況の管理を行います。

また、各部局は、個別施設計画に基づいて、所管する施設の保有・運営・維持の最適化を着実に推進するとともに、施設の状態や社会情勢の変化等を反映させるため、同計画の進捗状況の管理を行いながら、定期的に見直します。

機 関	主 な 実 施 内 容
公有財産調整委員会	<ul style="list-style-type: none"> 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の調整 本計画の進捗状況の管理
各部局	<ul style="list-style-type: none"> 所管する施設に係る行政ニーズの把握や施設の適正規模・適正配置の検討 個別施設計画の運用、進捗状況の管理及び見直し

公有財産調整委員会の組織構成



(ア) 公有財産調整委員会等における取組

a 公有財産調整委員会の取組

「公有財産調整委員会」において、次のような取組を実施し、総合的かつ計画的な管理を推進します。

- 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の調整
- 本計画の進捗状況の管理
- 公共施設等の維持管理・更新などに関する将来経費の調査・把握

b 公有財産調整委員会の下部組織の取組

「公有財産調整委員会」の下部組織である建物系施設部会及びインフラ施設部会において、次のような取組を実施し、施設の特성에応じた管理を推進します。

【建物系施設及びインフラ施設の共通事項】

- (a) 計画的・効率的な保全業務に関する取組の検討・推進
- (b) 各施設類型における個別施設計画の運用及び見直し
- (c) 施設の大規模改修や更新、維持管理等に関する将来経費の算出
- (d) 財政負担の低減化・平準化に関する具体的な取組の検討
- (e) 個別施設計画の進捗状況の管理

【建物系施設】

- (f) 計画的かつ効率的な修繕・予防保全に向けた工事の優先順位付けと評価の方向性の検討
- (g) 建物系施設における施設評価の見直し及び新增築施設を含めた施設配置・総量の最適化に関する検討

【インフラ施設】

- (h) 点検・診断・修繕等の履歴情報を適切に蓄積することによるメンテナンスサイクルの構築

イ エリアマネジメントの推進

国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、急速に進行する公共施設等の老朽化などに対応するためには、相互に連携を深め、多角的な視点から最適利用を検討する必要があります。すでに一部の地域では、国・県・市町村による「国公有財産の最適利用推進検討会」が立ち上がっており、行政庁舎の活用等について情報交換が行われています。

こうした取り組みをさらに発展させ、施設情報の共有化や集約化・複合化に向けた連携体制を構築し、地域の実情に応じた具体的な有効活用策について、継続的に検討します。

(ア) 施設情報等の共有化

未利用地の売却や施設の空きスペースの相互融通などの有効活用(※)を推進するため、国・県・市町村との間で現況施設の位置、規模、用途、空きスペースの有無等の基本的な情報の共有化を図ります。※ 不足する駐車場を確保するための相互融通など

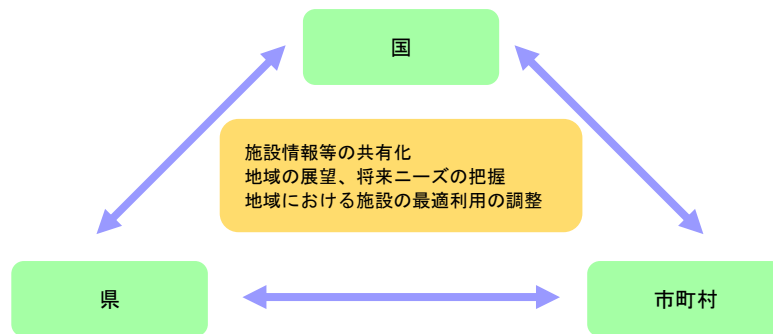
(イ) 地域の展望、将来ニーズの把握

国・県・市町村の行政庁舎等は、地域における中核的な施設となり、その建替や移転等の際には、まちづくりや中長期的な視点から施設の集約化や複合化などを含めて検討する必要もあることから、地域の展望や将来的な行政ニーズについても把握します。

(ウ) 地域における施設の最適利用の調整

行政サービスの向上や建設・維持管理費用の低減化を図るため、一定地域において、県有施設だけではなく国や市町村の施設を含めた施設の最適

利用を調整し、管理します。



【参考】「宮崎市における国公有財産の最適利用推進検討会」

平成 27 年 10 月に宮崎市内在る公共施設の集約や効率的な活用などを長期的な視点から検討するため、九州財務局・県・宮崎市で「国公有財産の最適利用推進検討会」を設立し、公共施設の効率的な再編も視野に入れて、定期的に情報交換を行っている。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建物系施設

(1) 共通事項

ア 課題

- ・ 事後保全*から予防保全*に転換し、計画的で効率的な保全業務を実施することにより、長寿命化を図る必要があります。
- ・ 公共施設マネジメントシステムにより施設情報の一元管理を進め、全ての建物系施設の劣化状況等の正確な把握に努めているところですが、施設の日常点検や修繕計画の立案等は施設所管課及び施設管理者に委ねられており、全庁的な視点からの修繕等の優先順位や緊急性を一元的に管理し、把握することが十分にできていないことから、ファシリティマネジメントの考え方をより一層推進することにより、施設ごとの将来的な利活用の方針等を含め、全庁横断的な観点からの総合的な管理のあり方を検討していく必要があります。
- ・ 各施設管理者には、日常の点検等、維持管理に関する専門知識・技術が求められますが、現状では、予防保全を含めた計画的な維持保全が十分に行えていない状況にあるため、点検チェックシートの活用や保全研修の実施等により点検精度の向上を図るとともに、施設所管課による修繕・保全計画の策定を技術的に支援する体制の充実を図る必要があります。
- ・ スポーツ施設や県営住宅のように維持管理等を指定管理者*が実施している施設においては、指定管理期間の更新に伴い、委託先が変更になる可能性があります。日常点検等の維持管理に関する専門知識・技術が求められることから、施設管理に携わる職員の資質向上を図るとともに、施設情報の共有や適切な引継ぎの徹底に努める必要があります。

イ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 専門技術者（建築士など）による劣化状況等調査及び「宮崎県県有建物保全マニュアル」（令和4年3月改訂）に基づく施設管理者や指定管理者による法定点検や自主点検を定期的に行います。
- ・ 点検チェックシートの活用や保全研修の実施等により点検精度の向上を図ります。
- ・ 施設管理者向けの技術研修の実施や保全相談窓口の設置・運営等による施設管理者への技術的支援を引き続き行います。
- ・ 点検・診断等の履歴や補修履歴等の記録を「公共施設マネジメントシステム」に蓄積し、施設の損傷具合を把握しながら、維持管理・修繕・更新を含む計画的な保全業務に活用します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 主要な施設については、中長期の修繕計画を作成し、計画的な保全業務を実施することによりトータルコストの低減化・平準化に努めます。
- ・ 全庁横断的な観点から、修繕・更新等の優先度を判断する基準や建物の整備水準等を定めます。
- ・ 施設の更新等の際には、県有施設だけでなく国や市町村の施設との統合なども視野に入れた検討を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等により危険性があると判断された場合は、速やかに修繕・改修を行い、利用者の安全確保に努めます。
- ・ 予算、工法、工期等により早急な対応ができない場合は、立入禁止表示等により利用者へ危害が及ばないように応急的処理を行います。
- ・ 非構造部材^{*}や設備機器等の安全対策（外壁、ガラス、吊り天井、照明器具、空調設備機器の落下対策等）を、改修等に併せて実施し、利用者の安全を確保します。
- ・ 利用見込みのない施設については、防犯、防災、事故防止等の観点から、除却等の措置を積極的に検討します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 「宮崎県建築物耐震改修促進計画」（令和4年5月改定）において、災害時の拠点となる施設に位置付けられている建物系施設もありますので、建物の用途や防災上の重要度に応じた改修を進めます。また、既存不適格のエレベーターについても、改修等に併せて耐震化を図り、利用者の安全を確保します。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 「県有建物長寿命化指針」（令和4年5月改訂）等に基づき、公共施設マネジメントシステムに集約した劣化状況等調査や点検・診断・修繕等の履歴データを活用した計画的な維持保全を実施するとともに、今後の利用見込みや施設の安全性について比較検討し、今後も存続させる施設については、優先度を判断して長寿命化を図ります。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ それぞれの施設に求められる多様なニーズや施設の状況も踏まえ、全ての人が安全で快適に利用しやすい施設となることを目標として、施設の更新、修繕等を行います。

(キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- ・ 「第6期宮崎県庁地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和8年3月策定）に基づき、施設の更新、修繕等にあたっては、省エネ化や県産木材利用の促進、太陽光発電設備等の導入に努めることにより、施設から排出される温室効果ガスの削減対策を推進します。

(ク) 統合や廃止の推進方針

- ・ 建物系施設の統合や廃止を進めるにあたっては、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、推進することにより、施設ごとの行政ニーズや利用状況等を把握し、建物性能や維持管理コスト等を含めて総合的に検討するとともに、エリアマネジメントの観点から、国・市町村の施設との利用調整や施設の集約化も視野に入れながら、適正配置や総量最適化の取組を進めます。

(ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 「公有財産調整委員会（建物系施設部会）」を活用し、建物系施設に係る情報共有や個別施設計画（長寿命化計画）の運用及び見直し等、施設の特性に応じた総合的かつ計画的な管理を行います。
- ・ 建物系施設の保全に関わる職員が計画的かつ効率的な保全業務を円滑に実施できるよう、会議等（※）において、保全業務に関する技術的な情報を共有します。

※ 「県有建物保全連絡会議」、「県立学校施設整備等事務担当者会議」など

- ・ 建物系施設の維持保全、定期点検・診断に関する基礎的な知識の習得を図るための維持保全・管理に関する研修を実施します。

(2) 行政系施設

ア 現状

行政系施設（行政庁舎、試験研究機関等の産業系施設、博物館等の県民利用施設）の保有状況は、253 施設で、延床面積は約 52.5 万㎡となっています。

行政庁舎及び産業系施設は、県庁本館を始め建設年度の古い施設が多く、建物の劣化が顕著に現れ始める建設後 30 年を経過した建物が、行政庁舎では 55%、産業系施設では 40%を占めており、10 年後にはいずれも 90%を超える見込みとなっています。

また、県民利用施設では、建設後 30 年を経過する施設の割合が現在 45%で、10 年後には 77%を超える見込みです。

このように、行政系施設は建設年度の古い建物が多い上に、比較的大規模な建物も多いことから、今後、維持・修繕や改修・更新等に多額の費用が必要になることが予想されます。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）		建設後 30 年以上経過する建物の割合		
	施設数	延床面積	令和 7 年 3 月末	令和 7 年 3 月末	20 年後
行政庁舎	169 施設	約 21.2 万㎡	55.5%	91.4%	97.9%
産業系施設	46 施設	約 20.5 万㎡	40.7%	92.2%	97.3%
県民利用施設	38 施設	約 10.8 万㎡	44.8%	77.3%	81.4%
合計	253 施設	約 52.5 万㎡	46.3%	89.9%	95.3%

イ 課題

- ・ 大規模な災害に備えて、「宮崎県業務継続計画（以下「BCP 計画」という。）」に基づき、必要な機能が確保されるよう計画的に整備・改善等を進める必要があります。
- ・ 今後、施設の老朽化が急速に進んでいくことが見込まれているため、全庁横断的に点検・劣化状況等調査などを定期的に行い、劣化状況等の把握に努めるとともに、施設評価により施設の方向性を検討していく必要があります。
- ・ 引き続き維持すべき施設は点検・劣化状況等調査及び修繕・改修の履歴等を基に適切なメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化を図る必要があります。
- ・ 利用見込みのない施設及び建物については転用、売却等の有効活用を検討する必要があります。
- ・ 利用ニーズに適した施設の最適配置や総量の最適化、また、施設の修繕・改修、更新等のトータルコストの平準化に努める必要があります。
- ・ 本庁域の行政庁舎については、分散している既存の庁舎の適正配置や総量縮小化への取組のほか、今後の有効活用等を検討する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設評価の結果、建物の重要度、部位の重要度や劣化度、耐用年数等を踏まえた優先順位付けを行い、効率的に維持管理・修繕・更新等に取り組みます。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ B C P計画に基づき、ライフラインや情報通信システム等について、大規模な災害に備えるための事前対策を計画的に実施します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 共通事項に同じ

(キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- ・ 共通事項に同じ

(ク) 統合や廃止の推進方針

- ・ 本庁舎や出先機関等の空きスペースについて、施設配置の最適化に向けた調査・検討を行うとともに、貸付け及び売却等を含めた有効活用を推進します。
- ・ 分散している本庁域（議会棟を含む。）の庁舎について、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、庁舎の劣化状況を考慮しながら、庁舎の集約・建替を中長期的課題として検討を行います。

(ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 共通事項に同じ

(3) スポーツ施設

ア 現状

スポーツ施設（体育館やライフル射撃競技場等）の保有状況は、18棟、延床面積で約6.1万㎡となっています。

令和9年に開催される宮崎国スポ・障スポを契機に、新体育館や山之口運動公園、プールなどの整備が完了したほか、ライフル射撃競技場の更新も完了しました。

一方で、昭和54年宮崎国体前に整備された施設も残っており、建築後30年以上を経過する建物については、今後、施設の修繕や更新に多額の費用が必要になることが見込まれます。

※ 宮崎県総合運動公園の硬式野球場、武道館等の都市公園施設については、「第4章 2 インフラ施設(10)公園」の対象施設としているため、スポーツ施設に含まれていません。

施設分類	保有状況（令和7年3月末）		建設後30年以上経過する建物の割合		
	棟数	延床面積	令和7年3月末	10年後	20年後
スポーツ施設	18棟	約6.1万㎡	63.2%	41.6%	41.6%

イ 課題

- ・ 修繕や更新など老朽化対策を計画的に行っていく必要があります。
- ・ 施設の適正配置や総量適正化、修繕・更新等のトータルコストの低減化
・ 平準化を図る観点から、施設の長寿命化や、市町村の施設との利用調整や集約・複合化を推進する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 今後も維持する建物については、適切な維持管理・修繕により長寿命化を図ります。
- ・ 競技の円滑な実施やユニバーサルデザイン等に配慮した機能性、県民の健康増進や地域の活性化につながる将来性のほか、自然災害等に備えた安全性の確保など、長期的かつ多様な視点から施設の改修・整備等の検討を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

- (エ) 耐震化の実施方針
 - ・ 共通事項に同じ

- (オ) 長寿命化の実施方針
 - ・ 共通事項に同じ

- (カ) ユニバーサルデザイン化の推進
 - ・ 共通事項に同じ

- (キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進
 - ・ 共通事項に同じ

- (ク) 統合や廃止の推進方針
 - ・ 施設の最適配置や総量最適化を図ります。
 - ・ スポーツ施設として活用されない施設及び建物については、転用・売却等の有効活用策の検討を行います。

- (ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
 - ・ 共通事項に同じ

(4) 県営住宅

ア 現状

県が管理している県営住宅は、附属施設を含め 1,100 棟あり、延床面積で約 63.0 万㎡となっています。このうち、建設後 30 年以上経過している施設が全体の 7 割を超えており、今後、ますます老朽化する建物の割合が増加することが見込まれています。

このような状況の中で、コンクリートブロック造のような狭小で快適な住環境とは言いがたい住棟もいまだに残っていたり、老朽化に加え、バリアフリー化への対応ができていない団地も少なくありません。

全体として、経過年数や住環境を考慮すると早期の対応が必要であり、「宮崎県営住宅長寿命化計画」（令和 4 年 6 月改定）に基づき、建替えや外壁改修・屋根防水等の改善を進めていますが、厳しい財政状況から大量の施設に対して計画どおりの整備は図られていません。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）		建設後 30 年以上経過する建物の割合		
	棟数	延床面積	令和 7 年 3 月末	10 年後	20 年後
県営住宅住棟	525 棟	約 60.7 万㎡	77.9%	93.0%	97.9%
集会施設	62 棟	約 0.5 万㎡	71.0%	91.9%	98.4%
その他施設（※）	513 棟	約 1.8 万㎡	57.9%	78.2%	98.8%
合計	1,100 棟	約 63.0 万㎡	70.1%	86.0%	98.4%

※ その他施設とは、倉庫、自転車置場、ゴミ置場等を指す。

県営住宅の入居率（令和 7 年 3 月末現在）

	県営住宅（※）
戸数	8,583 戸
入居率	77.8 %

※ 募集停止中を除く。

イ 課題

- ・ 今後、建替えや長寿命化改修が必要な住棟が多く存在する中、厳しい財政状況ではありますが、安全で安心な施設を維持するための予算を確保する必要があります。
- ・ 人口減少等により、団地によっては入居者応募倍率が低下しており、様々な立地状況下で建設されている団地について、それぞれの適正な管理戸数を見極める必要があります。今後、団地の統廃合や住棟削減など総量縮小を検討していく必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(7) 点検・診断等の実施方針

- ・ 指定管理者による法定点検や日常点検に加え、施設使用者である入居者等からの報告等により建物の状況を把握し、入居者の安全確保に努めます。
- (イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・ 「宮崎県営住宅長寿命化計画」に基づき、居住の安定を図る必要がある入居者に配慮しながら、維持管理・修繕・更新を実施します。
- (ウ) 安全確保の実施方針
- ・ 共通事項に同じ
- (エ) 耐震化の実施方針
- ・ 耐震診断や耐震改修は、用途廃止する予定の建物以外の全棟で実施しており、耐震性は確保されています。
 - ・ 用途廃止の対象住棟については、既に入居募集を中止しており、今後、退去や住替等で住棟の全てが空き住戸になった段階で除却を行います。
- (オ) 長寿命化の実施方針
- ・ 既存ストックの状況を踏まえ、住棟ごとに「建替え」、「個別改善」、「維持管理」などの方針を定めた「宮崎県営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に長寿命化を図ります。
- (カ) ユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 共通事項に同じ
- (キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進
- ・ 施設の更新、修繕等にあたっては、省エネ化、木質化のほか、管理のあり方を含めて設置可能な建築物等への太陽光発電設備等の導入による温室効果ガス排出量の削減対策を推進します。
- (ク) 統合や廃止の推進方針
- ・ 敷地が狭く建替えが困難な用途廃止予定の団地については、近隣地区内に県営住宅がある場合は統合を図り、ない場合は退去や住替等で団地内住戸が全て空き住戸になった段階で用途廃止を行います。
- (ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- ・ 「宮崎県営住宅長寿命化計画」に基づき、「建替え」、「個別改善」、「維持管理」を進めていく上で、県及び指定管理者がそれぞれの役割の中で、密に連携を図り、施設の状況を的確に把握し、迅速な対応ができる体制を構築します。

(5) 県立学校施設

ア 現状

県立学校施設は、高等学校 36 校、特別支援学校 13 校、中等教育学校 1 校、中学校 2 校の合計 52 校と地区生徒寮 6 施設等があり、棟数で 1,633 棟、延床面積で約 60.9 万㎡となっています。

これらの建物の多くが昭和 30 年代から昭和 50 年代までの生徒急増期に建設されたこともあって、建設後 30 年以上経過した建物が 8 割を超えており、今後、改修・更新等に係る経費の増大が見込まれています。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）		建設後 30 年以上経過する建物の割合		
	棟数	延床面積	令和 7 年 3 月末	10 年後	20 年後
校舎等	1,297 棟	約 47.5 万㎡	83.9%	93.1%	99.2%
屋内運動場等	264 棟	約 10.4 万㎡	78.4%	90.5%	97.1%
寮・寄宿舎	72 棟	約 3.0 万㎡	71.8%	97.1%	99.2%
合計	1,633 棟	約 60.9 万㎡	82.4%	92.8%	98.8%

イ 課題

- ・ 建設後 30 年以上経過した建物の比率が更に増加しており、校舎等の老朽化が進んでいることから、老朽化した施設に関して、長寿命化の視点に立った対策に、より一層重点を置く必要があります。
- ・ 今後、多くの校舎等が一斉に建て替え時期を迎えるとともに、老朽化対策も同時に進める必要があることから、多額の整備費用が必要となりますが、厳しい財政状況を踏まえると、施設整備にかかるトータルコストを抑制することが求められています。
- ・ 学校施設は、地震等の非常災害時には避難所としても重要な役割を担うこととなるため、災害時に施設の機能が損なわれることのないよう適切に維持管理を行う必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 蓄積した点検・診断等の記録、工事履歴等を活用するとともに、今後の利用見込みや施設の安全性について比較検討し、維持管理・修繕・更新等の判定を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 大規模改修等に併せて非構造部材や設備機器等の安全対策を実施し、

特に体育館等の特定施設については、早期の取組を進めます。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 主要な県立学校施設については、平成 25 年度末に耐震化が終了していますが、地震等の非常災害時には避難所としても重要な役割を担うこととなるため、内外装材・設備機器等の非構造部材についても適切に点検を実施し、必要に応じて改修を行うことで、施設の機能維持を図ります。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 「宮崎県立学校施設個別施設計画」（令和 8 年 3 月改訂）に基づき、県立学校施設の点検結果等を踏まえて、予防的な改修・修繕を適切に実施し、躯体及び設備の健全性を維持することで、建物及び設備の長寿命化を図ります。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 共通事項に同じ

(キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- ・ 共通事項に同じ

(ク) 統合や廃止の推進方針

- ・ 宮崎県教育委員会が策定した「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」（令和 7 年 3 月改定）や「宮崎県立特別支援学校教育整備方針」（令和 4 年 2 月策定）等を踏まえながら、県立学校における適正規模への対応等について検討します。

(ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 共通事項に同じ

(6) 警察施設

ア 現状

警察施設の保有状況は、合計で 179 施設、延床面積で約 9.6 万㎡となっています。

このうち、交番及び駐在所は、小規模な施設が多いため、延床面積が約 2.0 万㎡と全体の 20.3%にとどまるものの、施設数では 146 施設と全体の 81.6%を占めています。建設後 30 年を経過する建物は、現在 31.6%となっていますが、10 年後には 72.5%まで急激に高くなることを見込まれています。

また、警察署は、延床面積が約 4.8 万㎡で全体の約 5 割を占めており、建設後 30 年を経過する建物が現在 35.2%、10 年後においては 72.5%と高くなることを見込まれています。

このように、交番及び駐在所は小規模ながら施設数が多く、警察署は比較的大規模な建物が多いことから、今後、維持・修繕や大規模改修・更新等に多額の費用が必要になることが予想されます。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）		建設後 30 年以上経過する建物の割合		
	施設数	延床面積	令和 7 年 3 月末	10 年後	20 年後
本部施設	20 施設	約 2.9 万㎡	57.5%	72.5%	95.0%
警察署	13 施設	約 4.8 万㎡	35.2%	72.5%	94.5%
交番・駐在所・検問所	146 施設	約 2.0 万㎡	31.6%	72.5%	97.4%
合計	179 施設	約 9.6 万㎡	34.2%	72.5%	96.7%

※ 施設は県有施設のみとし、リース方式等により整備した施設や警察学校等の国有施設は含まない。

イ 課題

- ・ 13 警察署のうち都城警察署及び日南警察署は、建設から 60 年以上が経過し老朽化が著しく、また、高岡警察署は、立地場所が水害に脆弱な場所に位置していることから、今後、治安拠点、防災活動拠点としての機能を維持するための整備について、早期に進めていく必要があります。
- ・ 社会情勢の変化に対応した施設の最適配置や総量最適化、また、施設の修繕・改修、更新等によるトータルコストの平準化に努める必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 警察施設全体の観点から、修繕・更新等の優先度の判定を行います。

- (ウ) 安全確保の実施方針
 - ・ 共通事項に同じ

- (エ) 耐震化の実施方針
 - ・ 共通事項に同じ

- (オ) 長寿命化の実施方針
 - ・ 共通事項に同じ

- (カ) ユニバーサルデザイン化の推進
 - ・ 共通事項に同じ

- (キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進
 - ・ 共通事項に同じ

- (ク) 統合や廃止の推進方針
 - ・ 警察は、治安を担う行政機関です。その中でも警察署、交番、駐在所等は、地域住民の安全・安心の拠点として重要な役割を果たしています。このため、警察署については、現時点で統廃合を行う予定はありませんが、交番や駐在所等については、各地域の状況等を踏まえながら、より適切な施設のあり方を検討します。

- (ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
 - ・ 共通事項に同じ

(7) 県立病院施設

ア 現状

県立病院施設は、県立宮崎病院、県立日南病院、県立延岡病院の3病院であり、本館及び附属する棟を合わせて38棟、延床面積で約11.9万㎡となっています。

建設後37年が経過していた県立宮崎病院については、施設の老朽化・狭隘化が進み診療活動に支障が生じていたことや、南海トラフ巨大地震では甚大な被害が想定される中、基幹災害拠点病院に必要な施設整備が十分でないことなどの理由により、全面改築を行うこととした基本構想を策定し、本館建替え、研修棟及び附属棟改修工事等を含む再整備事業が令和7年8月に完了しました。

その他の2病院についても、建設後25年以上経過し、建物の劣化が見られることから、今後、大規模改修や建替え等が必要になることが見込まれます。

施設名	保有状況（令和7年3月末）		建設後30年以上経過する建物の割合		
	棟数	延床面積	令和7年3月末	10年後	20年後
宮崎病院	12棟	約6.0万㎡	8.3%	25.0%	33.3%
日南病院	13棟	約2.4万㎡	0.0%	84.6%	92.3%
延岡病院	13棟	約3.5万㎡	0.0%	46.2%	92.3%
合計	38棟	約11.9万㎡	2.6%	52.6%	73.7%

イ 課題

- ・ 今後、施設の老朽化が進んでいくことが見込まれているため、点検・劣化状況等調査などを定期的に行い、建物の状況把握に努める必要があります。
- ・ 引き続き点検・劣化状況等調査及び修繕・改修の履歴等を基に適切なメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化を図る必要があります。
- ・ 利用ニーズに適した施設の最適配置や総量最適化、また、施設の維持管理・修繕・改修、更新等のトータルコストの平準化に努める必要があります。
- ・ 公営企業として健全な経営を継続させるとともに、良質で満足度の高い医療を安定的に提供できるよう設備リニューアルや改良工事を計画的に実施していく必要があります。
- ・ 大規模な災害時に災害拠点病院としての使命を果たすために必要な機能について、計画的に整備・改善等を進める必要があります。
- ・ 脱炭素社会構築に寄与するため、施設の温室効果ガス排出量の削減対策を推進する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の大規模修繕及び更新については、健全な病院経営を前提とした適切な整備計画の下に実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 全ての病院において必要とされる耐震性を確保しており、大規模な建物損壊は想定されていませんが、一部の破損や設備の停止により災害医療活動に支障が生じることが予想されるため、災害時に必要となる施設機能について耐震化やライフラインの多重化等の整備・改善を進めます。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 施設の劣化状況等調査や日常点検、診断結果、修繕履歴等のデータに基づいた計画的な維持保全を実施しますが、今後の施設寿命や施設の安全性について検討し、トータルコストの縮減を図りながら、長寿命化に取り組めます。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 共通事項に同じ

(キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- ・ 共通事項に同じ
- ・ 外皮の高断熱化（外壁断熱強化、断熱窓への更新等）、照明のLED化、高効率空調機器・給湯機器、再生可能エネルギーの導入等を進めます。

(ク) 統合や廃止の推進方針

- ・ 共通事項に同じ

(ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 共通事項に同じ

(8) 職員宿舎

ア 現状

職員宿舎（職員宿舎、寮、公舎に附属する倉庫等を除く）の保有状況は、1,590戸、延床面積で約10万㎡となっています。（建替中、処分予定等を除く）延床面積で全体の約4割を占める警察本部所管の施設では、建設後30年を経過した建物が6割を超えており、約3割を占める知事部局所管の施設では約8割となっています。また、10年後にはほぼすべての建物が建設後30年を経過することから、今後、維持補修に係る費用が増加することが見込まれています。

また、通勤事情の改善、民間施設の整備、ライフスタイルや価値観の多様化等により、職員宿舎に対するニーズが量的にも質的にも変化しています。

このため、県外にある職員宿舎や処分予定のため募集停止中の宿舎を除いた職員宿舎の入居率は、約5割となっており、入居率が3割を下回るような宿舎も見られるなど、入居状況に偏りがあります。

施設分類	保有状況（令和7年3月末）		建設後30年以上経過する建物の割合		
	戸数	延床面積	令和7年3月末	10年後	20年後
知事部局	457戸	約2.5万㎡	77.8%	96.3%	96.3%
教育委員会	268戸	約1.6万㎡	31.7%	100.0%	100.0%
警察本部	658戸	約4.4万㎡	63.1%	98.5%	100.0%
病院局	189戸	約1.3万㎡	75.0%	100.0%	100.0%
企業局	18戸	約0.2万㎡	0%	100.0%	100.0%
合計	1,590戸	約10.0万㎡	60.3%	98.3%	98.9%

※ 建設中、募集停止中の宿舎を除く。

所管別職員宿舎の入居率（令和7年3月末現在）

	知事部局（※1）	教育委員会	警察本部	病院局	企業局	合計・平均
戸数	457戸	268戸	658戸	189戸	18戸	1,590戸
入居戸数	217戸	149戸	339戸	115戸	15戸	835戸
入居率	47.5%	55.6%	51.5%	60.8%	83.3%	52.5%

※ 県外にある職員宿舎、募集停止中の宿舎を除く。 ※1 財産総合管理課所管の職員宿舎に限る。

イ 課題

- 職員宿舎の管理運営は、任命権者ごとに所管部局が行っているため、所管部局を越えた相互利用等がほとんど行われておらず、地域・地区によっては、建物本体や建築設備（風呂、トイレ等）の老朽化により入居率が低下しているところもあります。

このため、職員宿舎の相互利用や移管を図り、老朽化等により入居率の低いものについては集約するなど、地域的なバランスを考慮しつつ、職員

宿舎全体の適正配置を検討していく必要があります。

その上で、地域の民間住宅事情により必要性の高い職員宿舎や災害時の危機管理の対応等から、今後も維持すべき宿舎は、適切なメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化を図る必要があります。

- ・ 教育委員会所管の校長宿舎や一部の所属長公舎等については、危機管理上の必要性や職務遂行の利便性などから設置されていますが、社会情勢等の変化に伴い、その必要性や設置意義について検討する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 更新等の際には、他部局の施設との集約のほか、民間施設の借り上げ方式等も視野に入れた検討を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 鉄筋コンクリート造の職員宿舎については、耐震性能が確保されると判断されるため、今後も継続利用が予定されている木造の職員宿舎について耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を進めます。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 共通事項に同じ

(キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進

- ・ 共通事項に同じ

(ク) 統合や廃止の推進方針

- ・ 地域ごとの入居状況、施設の老朽化の状況等を適正に判断し、人事異動の状況等から必要となる住宅戸数を推計するとともに、任命権者が異なる職員宿舎の部局横断的な活用や移管等を推進します。
- ・ 有事即応が求められる警察本部所管の宿舎、医師確保のために必要な病院局の宿舎、中山間地域の宿舎等を除き、原則として総量縮小化を推進します。

- ・ 入居率が低く、今後も入居率の改善が見込まれない宿舎については、可能な限り早期に廃止し、他用途への転用、民間への売却などの有効活用を検討します。

(ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 入居率の向上を図り、安定した管理運営を行うため、任命権者が異なる職員宿舎について、部局横断的に一体的な入退去管理を行う体制の構築を検討します。

また、世帯用や単身用、一般宿舎、公舎の入居制限等についての弾力的な運用方法を更に検討します。

(9) その他施設（宮崎県議会議員寮）

ア 現状

議員寮は昭和 57 年に建設後 43 年を経過し、令和 7 年度に実施した第 6 期劣化状況等調査において、腐食や損傷等の不具合箇所が報告されるなど、施設・設備の老朽化が進んでいます。

過去 6 年間の利用者数を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和 2 年度から令和 4 年度にかけて利用者数が減少しましたが、その後は令和元年度の 14 名と同程度となっています。（令和 6 年度の実利用者数は 13 名）

令和 7 年度の 4 月から 10 月までの延べ利用者数は 262 名です。

経費の大半は管理業務委託料、光熱水費・電話回線基本料、消防設備点検等の固定経費であり、今後も施設の老朽化等に伴って一定の経費が必要となります。

イ 課題

議員寮のあり方について、議員間で検討した結果、令和 2 年 9 月に大規模改修や建替は行わないことを前提に「令和 11 年度末までに使用を終了する。」（短期間での終了もあり得る。）という申し合わせが行われました。

上記を踏まえ、今後は、長寿命化工事は行わないこととしますが、議員が利用する間は、宿泊に不都合が生じないような維持修繕を行う必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 今後の方向性を「令和 11 年度末までに閉寮する」としており、大規模改修や建替は行わないため、閉寮までに必要な費用は維持管理費のみとなります。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 共通事項に同じ

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 今後の方向性を「令和 11 年度末までに閉寮する」としており、大規模改修は行いません。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 今後の方向性を「令和 11 年度末までに閉寮する」としており、大規模改修は行いません。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 今後の方向性を「令和 11 年度末までに閉寮する」としており、大規模改修は行いません。
- (キ) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進
- ・ 今後の方向性を「令和 11 年度末までに閉寮する」としており、大規模改修は行いません。
- (ク) 統合や廃止の推進方針
- ・ 今後の方向性を「令和 11 年度末までに閉寮する」としています。
- (ケ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- ・ 共通事項に同じ

2 インフラ施設

(1) 共通事項

ア 課題

- ・ 将来にわたって必要なインフラの機能を確保するため、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を行う必要があります。また、この計画を確実に実施するための予算確保も必要です。
- ・ 技術職員の業務が現地調査から入札、現場監督、施設の維持管理と多様化する中、技術力やノウハウを有する人材の確保や技術の伝承、若手の育成が課題となっており、今後も維持管理に係る研修や講習会の実施、産学官の連携による技術力の有効活用、国などの点検・診断基準やマニュアル等を利用した技術力の確保に取り組んでいく必要があります。

イ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 目視その他適切な方法により巡視や点検を一定の期間・基準で実施するとともに、施設の診断を行います。
また、新技術を活用した点検・診断等の方法について、今後導入に向けた検討を行います。
- ・ 災害等により施設状況が大きく変化したり、新たな点検手法等の知見が得られた場合などは、点検計画の見直しを実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 定期点検や診断、巡視等の結果から得られた損傷の原因を分析・評価し、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理等を実施します。
- ・ 施設の老朽化の程度、今後の老朽化の予測等を勘案し、複数の保全対策案を比較して最も効果的かつ経済的な手法を選択します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 各種のインフラ施設を供用するに当たり、利用者の安全確保は最も重要であり、施設部位の劣化や故障は、人的被害や周辺環境に大きな影響などをもたらすおそれがあることから、法定又は日常点検を実施し、劣化等の状況に応じた適切な修繕等の保全措置を実施します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 大規模災害時に緊急物資等の輸送路となる緊急輸送道路や防災拠点となる重要港湾などで耐震化を実施します。
また、他の施設についても必要な調査等を行い、耐震化を実施します。

(オ) 長寿命化の実施方針

- 全てのインフラ施設において個別施設計画を策定し、計画的に維持管理を実施しているところですが、今後、新たな知見や新技術の導入などが可能となった場合は、個別施設計画の見直しを実施しながら、施設の長寿命化や維持管理費の低減化・平準化に取り組みます。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進

- それぞれの施設に求められる多様なニーズや施設の状況も踏まえ、全ての人々が安全で快適に利用しやすい施設となることを目標として、施設の更新、修繕等を行います。

(キ) 維持管理に伴う工事実施時における環境配慮等

- 「第6期宮崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和8年3月策定）に基づき、工事を実施する際は、間伐材利用製品など環境に配慮した木材の利用や、建設副産物の適正処理に努めるとともに、脱炭素化として照明のLED化を促進するなど、環境への影響を最小限に抑える対策に取り組みます。

(ク) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 「公有財産調整委員会（インフラ施設部会）」を活用し、インフラ施設に係る情報共有や長寿命化計画（個別施設計画）の運用及び見直し等、施設の特성에応じた総合的かつ計画的な管理を行います。
- 職員を対象とした各インフラ施設の点検等に関する研修・講習を毎年開催したり、国などが実施する施設の維持管理に関する研修を活用するなどして、長寿命化修繕計画、維持管理計画など計画的な維持管理に係る知識の習得を図ります。
- 高度な情報や技術力を有する大学や国などの技術者による支援体制を確立し、維持管理に関する技術力向上につなげます。

(2) 道路

ア 現状

本県の道路網は、高速自動車国道の九州縦貫自動車道宮崎線等 3 路線、国道 10 号等 19 路線、県道 193 路線、市町村道 34,648 路線で構成されており、このうち県が管理する国県道は、209 路線、総延長 2,912km となっています。

なお、県が管理する国県道の改良率は令和 6 年 4 月 1 日現在で 71%、整備状況は、全国では 37 位、九州では最下位となっており、他県と比べ整備が遅れています。

イ 課題

道路施設は、橋梁、トンネル、舗装などが挙げられますが、下表に示すとおり、10 年後には建設後 50 年以上を経過するものが、橋梁で 63%、トンネルで 37%となることや、定期的な点検が義務化されたことから、これらの施設にかかる維持補修費用の増加が見込まれています。

そのため、補助事業等における予算の確保や新技術を活用した効率的な対策等を検討していくことが必要となります。

また、早期に措置が必要な施設の対策を加速化させ、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、予防保全型の維持管理に移行していくことが必要となっています。

施設分類	保有状況 (令和 7 年 3 月末)	建設後 50 年以上経過する施設の割合		
		施設数	令和 7 年 3 月末	10 年後
橋梁 (橋長 2m 以上)	2,061 橋	46%	63%	75%
トンネル	128 本	29%	37%	52%

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 損傷、腐食等により異常が生じた場合に、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのある橋梁、トンネル、シェッド*・大型カルバート*、横断歩道橋、門型標識*等については、道路法施行規則（国土交通省令第 52 号平成 26 年 3 月公布、同年 7 月施行）に基づき、点検に必要な知識及び技能を有する者が、5 年に 1 回、近接目視による点検を行い、効率的な維持管理を行います。

- 点検を行ったときは、健全性の診断を行い、診断結果を次の4つの区分に分類します。

I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- その他、舗装や照明柱等の道路施設においても、経年劣化等による第三者被害が想定されるため、日常的な点検に加え、適切な時期に詳細点検を実施します。

(イ) 耐震化の実施方針

緊急輸送道路の橋梁について耐震化を進めており、これまで、桁橋の落橋を防止する対策が完了し、現在は大規模災害時に緊急物資等の輸送路となる路線において、アーチ橋などの特殊な橋梁の対策に取り組めます。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- 増加する社会資本ストックと施設の老朽化に対し、計画に基づき効果的・効率的な対策を行い、安全・安心な交通サービスを提供していきます。
- 橋梁、トンネル、シェッド等の大型構造物については「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な維持管理・更新を推進します。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 国・県・市町村が連携した検討体制を整えるため、宮崎県道路メンテナンス会議を開催し、課題の把握・情報の共有を行い、効果的な老朽化対策を推進します。

(3) 河川

ア 現状

本県の河川は、その多くが九州南部の脊梁山脈を分水嶺として東流し、日向灘に注いでおり、一級河川は、大淀川水系ほか4水系 239 河川、二級河川は、一ツ瀬川水系ほか 52 水系 239 河川で、このうち県が管理する河川は、58 水系 478 河川、総延長 2,652km となっています。

これらの河川は、山地部でV字型の深い溪谷を、河口付近及び内陸盆地で沖積平野を形成していますが、そこに都市や農地が発達しているため、梅雨期や台風期に集中する豪雨のたびに浸水被害が発生しています。

このため、河川改修を計画的に推進しているところですが、改修が必要な区間の河川整備率は、県管理河川で 50.6%にとどまっており、なお、不十分な状況です。

主な河川管理施設としては、堰、水門、陸閘*等ゲートを有する施設やポンプを有する排水機場*などが挙げられますが、施設の保全については、それぞれの特性に応じて、施設に不具合が生じてから修繕を行う事後保全、定期的な交換・更新を行う時間計画保全、劣化・損傷等の状態に応じて修繕・更新を行う状態監視保全等の様々な手法により行っています。

河川管理施設の老朽化の状況については、建設後 50 年以上を経過したものもあり、今後、修繕等にかかる費用の増加が見込まれます。

施設分類	保有状況 (令和 7 年 3 月末)	建設後 50 年以上経過する施設の割合		
		施設数	令和 7 年 3 月末	10 年後
河川管理施設	1,002 基	22.6%	51.8%	70.4%

イ 課題

- ・ 河川管理施設等の点検については、年 1 回、適切な時期に実施しています。
- ・ 河川管理施設等の点検を実施するには、河川堤防の除草が欠かせないことから、河川パートナーシップ事業や河川環境整備事業の予算確保が必要です。

また、今後は、長寿命化計画に基づき、点検・改築・補修等を計画的かつ確実に実施していくための予算確保も必要です。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 河川管理施設の点検・診断については、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」(国土交通省)(令和 6 年 3 月改定)の基準類に基づき、毎年出水期前の適切な時期に目視その他適切な方法により実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 河川法において河川管理施設又は許可工作物について良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化する規定等が設けられているため、この適正な運用を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 河川巡視員等による日常巡視を実施し、劣化等の状況に応じた適切な修繕等の保全措置を実施します。
- ・ 河川管理施設の故障等は、流域に大きな被害をもたらすおそれがあることから、特に次の２点に留意しながら維持管理を行います。
 - ① 堤防等の河川管理施設が所要の機能を確保していること。
 - ② 河道が所要の流下能力を確保していること。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 河川管理施設において特に重要な構造物（排水機場、防潮堰等）については、耐震診断等を実施してきたところであり、診断結果を踏まえて修繕や改築等を実施しています。今後も比較的発生頻度の高い津波（L1津波）の遡上区間における堤防の耐震診断を実施し、樋門の自動閉鎖化や堤防の液状化対策などの対策工事を進めます。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 大規模な河川管理施設（排水機場、防潮堰等）については、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、この計画に基づき維持管理を実施します。
- ・ 小規模な河川管理施設（樋門・樋管）についても、令和7年度までに改訂した個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、維持管理を実施します。

(4) ダム

ア 現状

本県は、急峻な地形や温暖で雨の多い気候であることから水害が発生しやすく、戦前から洪水被害の軽減や水資源の活用を目的とした河水統制事業に取り組んでいます。

多目的・治水ダムの整備は、これまでに多目的ダムを9ダム、治水ダムを4ダム完成させ、現在、13のダムを管理しています。

施設の維持管理については、ダムの機能を維持していくための日常点検や定期検査等を実施しており、それぞれの特性に応じて、施設に不具合が生じてから修繕を行う事後保全、定期的に交換・更新を行う時間計画保全、劣化・損傷等の状態に応じて修繕・更新を行う状態監視保全等の様々な手法により施設の保全を行っています。

また、発電利水ダム施設の整備は、小丸川河水統制事業として昭和13年から実施しており、現在、3ダムを管理しています。

施設の管理形態については、ダムの機能を維持していくため定期的な巡視・点検等を行い、設備の予防保全に努めており、施設の維持修繕においては、巡視・点検結果に基づき適切な維持管理を行っています。

一方、土地改良事業によって造成された農業用ダムは、昭和43年に完成した高鍋防災ダム（高鍋町）と門川防災ダム（門川町）の2ダムとなっています。

農業用ダムは、町が管理を行っており、国や河川管理者の指導の下、管理者でダムの機能を維持していくための日常点検や定期検査等を実施していますが、施設の保全については、事後保全、時間計画保全、状態監視保全等の様々な手法により行っています。

本県のダムは、古くから整備が進められてきたこともあり、老朽化が進んでおり、今後、維持補修等に係る費用の増加が見込まれます。

施設分類	保有状況（令和7年3月末）	建設後50年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和7年3月末	10年後	20年後
治水ダム（※1）	13ダム	53.8%	69.2%	76.9%
発電利水ダム	3ダム	66.7%	66.7%	100.0%
農業用ダム	2ダム	50.0%	100.0%	100.0%

※1 治水ダムには治水機能を有する多目的ダムを含む

イ 課題

- 多目的・治水ダムのダム管理設備については、長寿命化計画に基づき、計画的に維持・修繕や更新を行うこととしています。

また、ダムの貯水池に堆積する土砂については、洪水調節に支障を来すことから、計画的に除去を行うこととしています。

- ・ 発電利水ダムは、年2回の定期点検及び毎月の巡視等を実施し、適宜維持補修をしています。今後は、施設の老朽化に伴う修繕・更新に対応するため、必要な情報や各公営電気事業を持つ自治体のノウハウなどを収集・整理し、治水ダム等の計画策定を参考にしながら、長寿命化計画を策定する必要があります。

また、ダムの貯水池に堆積する土砂については、発電や放流に支障を来す場合において、撤去を実施する必要があります。

- ・ 農業用ダムは、電気通信設備など施設の一部更新を進めていますが、ダム施設の老朽化に対し、今後見込まれる修繕、更新を計画的に進める必要があります。

また、洪水調整の支障となる流入土砂の撤去も必要となります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 多目的・治水ダムについては、ダムの安全が確保され、ダムが有する洪水調節、流水の正常な機能の維持及び利水補給等の機能が発揮されるよう、巡視・点検・調査等を行います。ダムの点検・診断は、「河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）」（令和7年6月改訂）等の基準類に基づき、点検、専門家等による定期検査（3年に1回程度）、ダム総合点検（30年程度に1回）を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施します。
- ・ 発電利水ダムについては、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）等の基準類に基づき、年2回の定期点検、毎月の巡視、河川管理者による定期検査（3年に1回程度）を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施します。
- ・ 農業用ダムについては、管理委託協定に基づき町が巡視・点検・診断を行っていますが、県としても点検・診断時に町と連携し、引き続き施設の状況把握に努めます。

(イ) 耐震化の実施方針

- ・ 河川管理施設等構造令に基づき設計・施工しており、大規模地震に対するダムの安全性は確保されている（※）と考えています。今後もダムの周辺で震度4以上又は25ガル以上の地震を観測した場合には、ダムの臨時点検を実施します。

※ 河川管理施設等構造令に基づき造られたダムのうち、東日本大震災で震度4以上を計測したダムについて臨時点検を実施した結果、安全性に直ちに影響するような被害は報告されていません。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- 土木構造物、機械設備及び電気通信設備に区分し、令和2年度までに策定した個別施設ごとの長寿命化計画（多目的ダム・治水ダムについては、令和7年度に同計画改訂）に基づき維持管理を実施します。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 点検・観測や補修・更新の履歴情報を蓄積してデータベースを構築し、河川課、各ダム管理事務所、各公営電気事業者等の関係者との間で情報共有を図ります。

(5) 砂防

ア 現状

本県は、総面積の76%が林野で占められ、急峻な地形が多く、シラス等の特殊土壌が県全土を覆っていることに加え、年間降水量も約2,600mm（全国2位）と多く、台風や梅雨等の集中豪雨のたびに土砂災害を引き起こし、県民生活にとって重大な脅威となっています。

県内の土砂災害警戒区域数は、令和6年度末現在で15,289箇所、要対策箇所に対する施設整備率は、30.5%となっています。

砂防設備については、昭和7年から整備に着手し、昭和25年には、本県最初の直轄砂防事業が開始されるなど、国、県をあげて施設整備に取り組んでおり、現在3,378の設備があります。

地すべり防止施設については、昭和30年から整備に着手し、現在51の施設があり、急傾斜地崩壊防止施設については昭和42年から整備に着手し、現在750の施設があります。

施設の管理形態については、豪雨や地震等の後の臨時点検のみを行っており、施設修繕も不具合が生じてから対応する事後保全で行ってききましたが、平成25年度の全国一斉砂防関係施設緊急点検の結果を踏まえ、現在、緊急性や重要度などを考慮しながら、計画的に改築・更新等を実施しています。

施設分類	保有状況（令和7年3月末）	建設後50年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和7年3月末	10年後	20年後
砂防設備	3,378	33.7%	55.2%	75.7%
地すべり防止施設	51	17.6%	29.4%	49.0%
急傾斜地崩壊防止施設	750	1.6%	19.6%	46.3%

※ 砂防施設については、堰堤、床固工の合計数、地すべりについては地区数、急傾斜地崩壊防止施設については、箇所数として整理している。

イ 課題

- ・ 砂防関係施設は山間部に多く在りすることから、砂防関係施設の定期点検の実施には、人材の確保とともに法面等の除草や点検用通路等の整備が必要です。
- ・ 今後、施設数の増加に伴う修繕等に係る予算確保が必要です。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 砂防関係区域及び砂防関係施設については、施設構造、経過年数、災害の有無などを勘案し、対象となる施設について、国の「砂防関係施設点検要領（案）」（令和7年4月）等を参考に目視等適切な方法による点検に努めます。

(イ) 耐震化の実施方針

- ・ 砂防設備では、高さ 15m以上の砂防堰堤（以下「高堰堤」という。）については、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）及び河川砂防技術基準により地震時慣性力が考慮されています。

なお、震度 5 以上の地震が発生した場合は、高堰堤の緊急点検（目視点検）を行い、異常の有無を確認します。異常が確認された場合、原因等の究明を行い、速やかに従前の機能回復を図ります。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- ・ 砂防関係施設については、令和 3 年度に砂防施設及び地すべり防止施設、令和 4 年度に急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画を策定しました。

その後、国の「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」(令和 4 年 3 月)が見直されたことから、令和 7 年度までに個別施設ごとの長寿命化計画を見直しました。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 点検・観測や補修・更新の履歴情報を蓄積してデータベースを構築し、砂防課、各土木事務所等との間で情報共有を図ります。

(6) 治山

ア 現状

本県は、急峻な地形に加え、シラスなどの脆弱な地質が広く分布しており、台風や集中豪雨等により山地災害が発生しやすい特性を有しています。

県内の山地災害危険地区数は、令和元年度末現在で5,414箇所、このうち治山事業の着手率は47.2%となっています。

治山施設については、戦後の荒廃地の復旧整備のため開始した「治山事業10箇年計画」（昭和29年策定）以降、計画的に整備しており、治山ダム4,818箇所、山腹治山施設・落石防止施設1,506箇所、地すべり防止施設260箇所、海岸防災林施設126箇所が整備済みです。

施設の管理形態については、豪雨や地震等の後の臨時点検のみを行っており、施設修繕も不具合が生じてから対応する事後保全で行っていましたが、平成22年度の山地災害危険地区関連調査の結果を踏まえ、著しく老朽化した施設は、補修・修復等を実施したところです。

また、平成29年度から令和2年度にかけて、既存の治山施設について点検及び健全度評価を行い、治山施設個別施設計画を作成しました。

治山施設の状況は、緊急に維持・修繕が必要な施設や建設後50年以上を経過し老朽化した施設もあり、機能強化や更新も含めた施設の機能維持・強化が必要です。

併せて、より効果的かつ効率的な維持管理・更新を図り、将来にわたって求められる機能を適切に発揮させるために、施設の状況や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことも重要です。

施設分類	保有状況（令和2年3月末）	建設後50年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和2年3月末	10年後	20年後
治山ダム	4,818箇所	1.5%	19.7%	45.7%
山腹治山施設・ 落石防止施設	1,506箇所	0.1%	13.7%	36.4%
地すべり防止施設	260箇所	0.0%	1.9%	6.2%
海岸防災林施設	126箇所	0.0%	11.1%	19.0%

イ 課題

- ・ 治山施設は、周辺森林と相まって機能を発揮するものであり、個々の施設の整備時期や周辺環境の特性を考慮した施設の維持・管理が必要です。
- ・ 今後は、個別施設計画に基づき計画的に施設の老朽化等に伴う修繕・更新等が必要となりますが、治山施設は山間奥地の現場が多く、モノレールやケーブルクレーンなど資材搬入や人員輸送等に係る経費が嵩むため、予算の増加が見込まれます。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 治山施設については、豪雨や地震等災害発生後は変状を把握するための緊急点検を行うとともに、これまでの点検で健全度が低かった施設や、山地災害危険地区内の施設など、留意すべき施設については、5年に1回、それ以外の施設で経過観察が必要とされた施設については10年に1回の頻度で定期点検を行います。

また、施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録し、更新していくことにより、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげるいわゆるメンテナンスサイクル構築を図り、長寿命化対策を充実させます。

なお、震度4以上の地震が発生した場合は、ハイダムの緊急点検（目視点検）を行い、異常の有無を確認します。異常が確認された場合、原因等の究明を行い、速やかに従前の機能回復を図ります。

(イ) 耐震化の実施方針

- ・ 治山施設のうち、堤高が15m以上の重力式治山ダム（以下「ハイダム」という。）については、治山技術基準（昭和58年制定）により、地震動が考慮されています。

老朽化したハイダムについては、「治山施設個別施設計画策定マニュアル」（平成30年3月改訂）等に基づき点検調査を行い、設計基準を満たしていないと確認された場合には、堤体腹付補強^{*}、グラウト補強^{*}等の対策を実施します。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- ・ 「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」（平成27年度林野庁治山課策定）及び「治山施設個別施設計画策定マニュアル」に基づき令和2年度に出先機関ごとに治山施設個別施設計画を策定しました。

令和3年度からは、策定した個別施設計画で位置づけた施設について、優先度の高い施設から5年から10年程度の期間を設定し、計画的に老朽化等の対策に取り組み、長寿命化を進めます。

(7) 海岸

ア 現状

海岸には、海岸保全区域と一般公共海岸区域があり、侵食や高潮波浪等の対策を目的として堤防や護岸等の施設が整備され、港湾課等の関係各課で所管しています。

施設については、コンクリート製の護岸や堤防が主な構造物ですが、維持管理・更新に係る取組は、これまで事例が少なく、メンテナンスサイクルが確立されていないことから、施設の機能を今後も持続させる維持管理体制の構築に向けた取組が必要です。

施設整備の開始及び完了時期は、所管課により様々ですが、経年劣化や波浪等の外力による変状など老朽化が進行している状況です。

例えば、漁業管理課所管の海岸保全施設では、建設後 50 年以上を経過するものが 10 年後には 8 割を超えることが見込まれるように、今後、維持補修や更新に係る費用の増加が見込まれます。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）		建設後 50 年以上経過する施設の割合		
	施設数	備考	令和 7 年 3 月末	10 年後	20 年後
海岸堤防等 (※1)	5.95km	農村整備課所管	10.4%	28.7%	62.2%
	15.91km	港湾課所管	36.9%	50.9%	73.7%
	26.58km	漁業管理課所管	72.8%	83.1%	91.7%
	16.21km	河川課所管	33.6%	64.8%	90.3%

※1 堤防、護岸、胸壁、水門

イ 課題

- ・ 今後、海岸保全施設の定期点検や詳細点検のほか、施設の老朽化に伴う修繕、更新等が必要となることから、これらに係る予算の確保が必要です。
- ・ 農村整備課所管の海岸保全施設の適正な管理を行うには、沿岸市町や地域住民の協力を得ながら管理体制を構築する必要があります。
- ・ 施設の維持管理・更新等については、メンテナンスサイクルが確立されておらず、予防保全の視点に立った長寿命化計画を策定するには、様々な情報やノウハウなどを収集し、整理する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 「海岸保全施設維持管理マニュアル」（令和 8 年 3 月一部改訂）に基づき、巡視や 5 年に 1 回程度の定期点検等を実施します。

(イ) 耐震化の実施方針

- ・ 耐震性能照査を実施し、耐震性を確保する必要のある施設については、

地盤改良等の対策を実施します。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- ・ 海岸保全施設については、個別施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき定期診断や詳細点検を行います。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 国や市町村との会議等を活用して情報の共有を継続します。
- ・ 巡視手法や報告手法・手段等について随時見直しを行い、有効性が確認されたものはフィードバックや、発注担当者も研修や民間資格等を活用するなどして、管理能力や技術力の向上を図ります。

(8) 港湾

ア 現状

本県には、細島港、宮崎港及び油津港の重要港湾3港、地方港湾12港、56条港湾※1港の計16港の港湾があり、それぞれの地域の特性に応じた整備を進めています。

その中でも、3つの重要港湾は太平洋に面した南北に長い本県において、県北、県央、県南の3地区にあり、各地区の物流拠点として重要な役割を果たしています。

近年、港湾は、大規模災害時において、海上交通を利用した緊急物資や避難者の輸送の中心的拠点にもなっています。また、臨海部の地形的状況から、緊急物資等の輸送にヘリコプターを活用することが可能であるほか、市街地に隣接した位置に緑地や野積場等の建築物が比較的少ない空間を有しています。これらの特性を活かして、海上交通による物資輸送に加え、復旧資機材の搬入、救援・復旧活動の拠点として被災地の復旧・復興に向けての要請に柔軟に対応することができ、災害時の防災拠点としての利活用が期待されています。

このため、港湾施設の適切な管理・保全に向け、施設の特性に応じた予防保全と事後保全を使い分けるなど、効率的な維持管理を行っています。

施設分類	保有状況（令和7年3月末）	建設後50年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和7年3月末	10年後	20年後
港湾施設（※1）	1,186施設	27.7%	53.4%	69.7%

※1 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設

イ 課題

- ・ 今後は、維持管理計画に基づき、点検・修繕・更新等を計画的かつ確実に実施していくための予算の確保が必要です。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 巡視等による日常点検や「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（令和8年4月一部改訂）に基づく定期点検診断（重点施設3年、それ以外は5年に1回程度）を実施します。また、港湾周辺で震度5以上の地震を観測した場合には、臨時点検診断を実施します。

(イ) 耐震化の実施方針

- ・ 防波堤については、津波減災効果があることから、震災発生後の物資輸送の要となる重要港湾3港において、比較的発生頻度の高い津波（L1津波）を超える津波に対しても倒壊せずに施設の効果粘りが強く発揮

できるための構造強化に取り組めます。

また、宮崎県地域防災計画に位置付けられた「港湾の耐震化計画の推進」に基づき、重要港湾における耐震強化岸壁の整備を進めます。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- 港湾施設については、個別施設ごとに策定した維持管理計画に基づき、優先度の高い施設から計画的に老朽化等の対策に取り組み、長寿命化を進めます。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 定期点検診断や臨時点検診断の結果、維持補修や更新情報について、サイバーポート※に蓄積し、港湾課、各事務所等との間で情報共有を図ります。

(9) 漁港・漁場

ア 現状

本県には、第1種漁港11港、第2種漁港5港、第3種漁港5港及び第4種漁港2港があり、計23漁港（772施設）を管理しています。

また、漁場については、5つの養殖場（11施設）を管理しています。

これらの施設は、昭和35年以降、特に高度経済成長期に整備されたものが多く、経年変化による劣化や波浪等の外力による変状など老朽化が進行している状況にあります。

施設の管理形態は、主に施設に不具合が生じてから修繕を行う事後保全となっていますが、施設の構造形式によっては予防保全も行っています。

施設の老朽化については、建設後50年以上を経過するものが10年後には6割を超える見込みであり、今後、維持補修や更新に係る費用の増加が見込まれます。

施設分類	保有状況（令和7年3月末）	建設後50年以上経過する施設の割合（※3）		
		施設数	令和7年3月末	10年後
漁港施設（※1）	772施設（約63km）	45.6%	68.1%	83.5%
漁場施設（※2）	11施設（1,954m）	0.0%	51.5%	85.5%

※1 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設

※2 養殖場施設

※3 施設の割合については、延長により算定

イ 課題

- ・ 今後は、長寿命化計画に基づき、点検・修繕・更新等を計画的かつ確実に実施していくための予算の確保が必要です。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」（令和6年4月改訂）に基づき、1年に1回以上の日常点検、点検間隔10年に1回（標準）の定期点検を実施します。

(イ) 耐震化の実施方針

- ・ 漁港施設は、流通・生産・防災拠点となる11拠点漁港について、平成25年度末までに比較的発生頻度の高い津波（L1津波）に対する施設の機能診断を実施し、平成26年度より第1線防波堤を優先して防災・減災対策工事（漁港機能強化事業）を実施しています。

また、宮崎県地域防災計画に位置付けられた「漁港の耐震化の推進」に基づき、11拠点漁港について岸壁等の耐震化を実施します。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- ・ 漁港・漁場施設では、修繕・更新履歴や機能診断結果等の情報蓄積・データベースと連携して、平成 29 年度までに策定した個別施設ごとの長寿命化計画に基づく維持・管理を行います。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 管理の巡視手法や報告手法・手段について随時見直しを行い、有効性が確認されたものはフィードバックすることで管理能力の向上や技術力向上を図ります。
- ・ 発注担当者においても、研修や民間資格等を活用して技術力向上に努めます。
- ・ 円滑な施設の管理保全を行うためには、工事実施等における説明責任を果たし、利用者等の意見を取り入れた施工時期や期間等に配慮します。

(10) 公園

ア 現状

都市公園は、休息、散策、遊戯、運動などレクリエーションの場であるとともに、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など様々な機能を持つことから、快適で安全な都市空間を創出することを目的として、昭和32年頃から施設整備を行っています。

現在、県が管理する都市公園は6箇所(4,239施設)であり、施設の管理形態については、施設に不具合が生じてから修繕を行う事後保全、損傷の推移を適切に予測し事故の発生を未然に防ぐ予防保全など、施設の特性に応じて様々です。

施設分類	保有状況(令和7年3月末)	建設後50年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和7年3月末	10年後	20年後
都市公園等(※1)	4,239施設	25.1%	43.1%	59.0%

※1 宮崎県総合運動公園の硬式野球場、武道館等の施設を含む。

イ 課題

- 都市公園の施設点検については、年1回の安全点検や定期点検のほか日常点検を指定管理者が実施していますが、それをチェックする体制や必要な技術力、ノウハウを有する人材の確保が必要です。
- 長寿命化計画に基づき、施設の維持・更新等を計画的かつ確実に実施していくための予算の確保が必要です。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- 「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成27年4月)に基づく定期的な安全点検や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(令和6年6月改訂)及び「遊具の安全に関する規準」(令和6年4月)に基づき、年1回以上の定期点検のほか日常点検を実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 大規模な建築物、土木構造物、橋梁などの「劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる施設」は、個別施設ごとの長寿命化計画に示された時期に健全度調査を実施し、その損傷具合を把握しながら計画的な維持更新を行います。
- 園路、休憩所、ベンチなど「機能しなくなった段階で取り替える施設」は、日常的な点検を実施し、その都度、維持補修を行います。
- 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」や「遊具の安全に関する規準」に基づき、定期点検や日常点検を実施し、求めら

れる機能が確保できないと判断した時点で、撤去・更新を行います。

(ウ) 耐震化の実施方針

- ・ 都市公園の大規模な建築物等の耐震化については、平成 26 年度に完了しており、適切な維持管理を実施し、施設の機能維持を図ります。

(エ) 長寿命化の実施方針

- ・ 公園施設については、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、定期診断や詳細点検を行います。

なお、「劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる施設」、「機能しなくなった段階で取り替える施設」、「遊具」に施設を分類し、ライフサイクルコストの検討を行い、予防保全型又は事後保全型の維持管理方式を施設ごとに決定します。

(オ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 毎年開催する担当者会議等を活用して、国や市町村との情報共有を継続します。

(11) 土地改良（農業用インフラ）

ア 現状

本県には、62,500haの農地（田33,500ha、畑29,000ha）が存在し、全国第6位（令和5年）の農業産出額を有していますが、これらは土地改良施設によって支えられています。

土地改良施設は、用水源となるダム、ため池、頭首工、農業用排水路及び用排水機場の「農業水利施設」、農村における物流を担う「農道（※）」、防災ダムや地すべり防止施設等の「農地防災施設」に大別され、県土にくまなく広がっています。

例えば、農業用排水路は、土地改良区等によって管理されており、農産物の生産に欠かせない用水の安定供給による農業生産力の維持・発展に寄与しています。また、畑地の総面積の約半分を対象に、大規模かんがい排水事業によるパイプラインなど用水施設整備を進めており、整備が完了した地域では安定した用水を活用した計画的な生産や付加価値の高い作物の導入が図られています。

農業の生産性の向上を図るために整備された、これらの農業水利施設は、戦後の食料増産や高度経済成長の時代に急速に整備が進められたため、近年、耐用年数を超過した施設が急増しています。

これらの施設を適正に保全管理していくためには、施設の劣化状況を把握し、適正な予防保全対策を行うストックマネジメントサイクルを確立することが重要ですので、県営土地改良事業で整備した農業水利施設については、平成21年度からこの取組を開始し、対象となる施設ごとに機能保全計画の策定を進めています。

また、県内には農村整備課所管の地すべり防止区域が7箇所あり、昭和36年から排水施設や抑止杭等の防災対策に取り組んでいますが、現状は日常的な管理として豪雨や地震等の後に点検診断を実施するにとどまり、要修繕箇所への対応は発見後の事後保全で実施しています。施設の中には耐用年数を経過する施設もあり、今後、施設の劣化により、排水施設の機能低下も危惧されます。

※ 農道については、「インフラ長寿命化計画（行動計画）について（平成26年8月16日付け26農振第1021号農村振興局長通知）」の別添3「個別施設計画策定方針（案）」に「農道の個別施設計画策定は、施設管理者が行う」とあり、本計画からは除外します。

施設分類	保有状況(令和7年3月末) (※)	建設後50年以上経過する施設の割合		
		施設数	令和7年3月末	10年後
頭首工	42箇所	11.9%	35.7%	45.2%
ため池	142箇所	9.2%	15.5%	24.6%
用水路(開水路、管水路)	1,432km	10.1%	15.5%	19.2%
揚水機場	14箇所	35.7%	71.4%	78.6%
防災ダム	2ダム	50.0%	100.0%	100.0%
地すべり防止施設	7箇所	28.6%	28.6%	57.1%
排水機場	12箇所	0.0%	33.3%	75.0%

※ 県営土地改良事業で整備した施設(土地改良区等が管理主体である施設を含む)。

イ 課題

- ・ 県営の農業水利施設は、施設の完成後、市町村や土地改良区などに譲与・管理されていますが、機能診断、補修及び更新を行うのは県等であるため、関係者が一丸となったライフサイクルコストの低減に向けた取組や保全管理体制の構築が必要です。
- ・ 地すべり防止施設については、継続的な点検や現状把握を行い、個別施設毎に策定した長寿命化計画に基づき、補修及び更新を計画的に進める必要があります。
- ・ その他、必要なインフラ機能を維持するため、施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に行っていくストックマネジメントサイクルを確立するとともに、その実行に必要な予算、人材及び体制を確保する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 県が管理する施設については、国が定めた土地改良施設ごとの管理基準、マニュアル等に基づき、施設の種類に応じて、日常点検や定期点検を適切に実施します。
- ・ 市町村や土地改良区等が管理する土地改良施設の点検、診断等については、国が定めた管理基準、マニュアル等に基づき、施設の種類に応じて、日常点検や定期点検が適切に実施されるよう指導を行い、施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録し、更新していくことで、効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげるメンテナンスサイクルの構築を図ります。

(イ) 安全確保の実施方針

- ・ 頭首工、揚水機場等の基幹的農業水利施設の操作は、周辺地域に大きな影響をもたらすため、土地改良施設の管理に当たっては安全性の確保

が重要です。このため、土地改良施設の管理者、地域住民及び市町村等関係機関に対して、施設の安全な管理を推進するための啓発・指導等を実施し、施設の安全な管理と転落事故等の未然防止に努めます。

また、施設管理者が高度な技術的判断や日常管理（施設監視）を超える規模の対策が必要と思われる変状を発見した場合は、県は緊急の機能診断や対策を検討します。

- ・ 地すべり防止施設は、管理を委託された市町により異常の有無の早期把握を行い、巡視体制の導入も検討し、県が施設の構造や経過年数等対象となる施設の劣化状況に応じた適切な修繕を実施するとともに、施設について掲示等の周知を図ります。

(ウ) 耐震化の実施方針

- ・ 土地改良施設については耐震診断を実施し、「土地改良事業設計指針「耐震設計」（平成 27 年 5 月農林水産省農村振興局整備部設計課監修）」等に基づき、施設の重要度や地域の実情に応じた耐震化対策を実施します。

(エ) 長寿命化の実施方針

- ・ 農業水利施設は、「基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの取組の適切な推進について（平成 26 年 8 月 5 日農林水産省農村振興局）」に基づき、客観的指標（施設の造成年度、重要度、劣化状況等）を勘案した、優先度の高い施設について、機能診断により策定した機能保全計画に基づき保全対策を行います。
- ・ 地すべり防止施設は、個別施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき定期診断、詳細点検を行い、適切な維持管理と保全対策等を行います。

(オ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 農業水利施設は、「基幹的な農業水利施設のストックマネジメントの取組の適切な推進について」に基づき、施設の機能診断に係る情報、これを踏まえた機能保全対策に係る情報、経年的な施設に係る情報を施設ごとに蓄積する農業水利施設データベースにより、関係市町村、土地改良区等と情報共有し、連携を図りながら計画的な対策を推進します。
- ・ 地すべり防止施設は、管理施設の異常をいち早く察知するため、市町等の協力を得るなど監視体制の構築を図ります。県の監視体制については「地すべり防止施設の機能保全の手引き～抑制工編～」（平成 25 年 6 月）を参考に、マニュアル化や点検知識の向上を図るなどの体制を整えます。

(12) 発電

ア 現状

発電施設は、河川総合開発事業により建設された多目的ダムに併せ昭和 25 年から整備しており、現在 14 の発電所を管理しています。

施設の管理形態については、発電利水ダムと同様、定期的な巡視・点検等を行い、設備の予防保全に努めており、施設の維持修繕においては、巡視・点検結果に基づき、施設の適切な維持管理を行っています。

発電施設は、建設後 50 年以上を経過するものが 10 年後には 7 割を超える見込みです。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）	建設後 50 年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和 7 年 3 月末	10 年後	20 年後
発電所、取水堰、取水施設	37 施設	78.4%	78.4%	86.5%

イ 課題

- 施設の維持管理・更新については、現在、定期的な点検・巡視、精密点検等の結果に基づき状態監視保全型の管理を行っています。

今後は、施設の老朽化に伴う修繕・更新に対応するため、各公営電気事業者のノウハウなどの情報を収集・整理し、経営の視点を踏まえて長寿命化計画を適宜見直す必要があります。

- 施設の巡視・点検等を実施する際に使用する管理通路は、整備してから長期間が経過し老朽化が進んでいることから、今後、補修に係る費用が必要になります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- 発電施設の点検については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）等の基準等に基づき、定期的な点検や巡視を実施します。

(イ) 耐震化の実施方針

- 発電施設については、耐震診断結果に基づき、改修工事や耐震補強工事を実施しており、平成 22 年度で完了しています。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- 発電施設については、定期的に経営の視点を踏まえて個別施設ごとの長寿命化計画（工事計画）を見直すとともに、計画に基づき定期診断、詳細点検を実施します。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 点検・観測や補修・更新の履歴情報を蓄積してデータベースを構築し、公営電気事業者との情報共有を図ります。

(13) 工業用水道

ア 現状

工業用水道施設の整備は、宮崎県工業用水道事業により日向・延岡地区新産業都市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和 37 年に施設の建設に着手し、昭和 39 年に完成、同時に給水を開始しています。

施設の管理形態は、機能を維持していくため定期的な巡視・点検等を行い、設備の予防保全に努めており、施設の維持修繕は、巡視・点検結果に基づき適切な維持管理・修繕を実施しています。

工業用水道施設は、建設後 50 年を経過するものが 5 割を超えており、今後、維持修繕や大規模な設備更新に係る費用が増加することが想定されます。

施設分類	保有状況 (令和 7 年 3 月末) 施設数	建設後 50 年以上経過する施設の割合		
		令和 7 年 3 月末	10 年後	20 年後
取水施設	1 箇所	100.0%	100.0%	100.0%
導水施設	176m	100.0%	100.0%	100.0%
浄水施設	3 箇所	100.0%	100.0%	100.0%
送水施設	13,655m	68.3%	68.3%	68.3%
隧道	4,918m	100.0%	100.0%	100.0%
管路	8,737m	50.5%	50.5%	50.5%
配水施設				
管路	5,372m	50.3%	50.3%	50.3%
配水池	3 箇所	66.7%	100.0%	100.0%

イ 課題

- 施設の老朽化に伴う修繕・更新に対応するため、各工業用水道事業者のノウハウなどの情報を収集・整理し、経営の視点を踏まえて長寿命化計画（工事計画）を見直す必要があります。
- 今後、施設の老朽化に伴う修繕・更新等に係る予算の確保が必要です。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- 工業用水道施設の点検や巡視は、「企業局保安規程」（令和 7 年 10 月）及び「工業用水道施設保守点検要領」（平成 28 年 4 月）に基づき、5 年に 1 回程度の定期的な点検、毎月の巡視、精密点検等を実施します。

(イ) 耐震化の実施方針

- 配水池や浄水場施設などの主要施設は、平成 22 年度までに耐震補強工事が完了しています。なお、送配水管については、平成 8 年度から平成 12 年度までに、旧管に並行して耐震性能の高いダクタイル鋳鉄管（新管）を敷設しています。

- 水管橋・水路橋は、全8橋（新管3橋除く）のうち6橋の健全度調査を実施しており、今後、耐震化を検討します。なお、残り2橋については、添架している道路橋の補修や架替等の計画があるため、今後、施設管理者と協議します。

(ウ) 長寿命化の実施方針

- 工業用水道事業を取り巻く環境変化に適切に対応しながら、持続可能な事業運営を実現するため、現在、国のアセットマネジメント指針に基づく維持・更新計画の見直しを行っています。維持・更新計画の改定後は、長寿命化計画（工事計画）を見直し、計画に基づき定期診断、詳細点検を行います。

(エ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 有事に備え、利用者との連絡体制や利用者への使用水量制限、予備水槽等での運用などの連携体制を整えます。
- 九州管内の工業用水道事業者との協定に基づき、大規模災害時の相互応援を活用します。

(14) 交通安全

ア 現状

信号機を始めとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、昭和 41 年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行い、順調に交通事故を抑止してきました。

一方で、交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、老朽化を原因とする信号柱や道路標識の倒壊・傾斜により交通の安全が脅かされる懸念があります。

本県には、令和 6 年度末で 2,303 基の信号制御機があり、これを更新基準である 19 年で更新することとした場合、毎年、信号制御機全体の約 5% を更新する必要があります。

厳しい財政状況の中、令和 6 年度は、全体の 3.1% である 71 基を更新しましたが、現状は全体の 13.2% である 304 基の信号制御機が更新基準を経過しています。

また、信号柱については、コンクリート柱は災害対策の観点から築 25 年以上経過したものを製造年月の古い順に鋼管柱へ更新し、鋼管柱は点検結果等に基づいて新たな鋼管柱へ更新しているところであり、令和 6 年度末で築 25 年以上経過した信号柱が全体の 33.9% となっています。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）	製造後 19 年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和 7 年 3 月末	10 年後（※2）	20 年後（※2）
信号制御機	2,303 基（※1）	13.2%	11.1%	10.5%

※1 更新対象とする信号制御機数

※2 施設数が、毎年 1 基増加し、毎年 100 基（更新予定見込数）を経過年数の古い順に更新するものと仮定し算出した。

施設分類	保有状況（令和 7 年 3 月末）	建設後 25 年以上経過する施設の割合		
	施設数	令和 7 年 3 月末	10 年後（※2）	20 年後（※2）
信号柱	10,225 本（※1）	33.9%	63.7%	83.8%
うちコンクリート柱	399 本	3.9%（※3）	0%（※3）	0%（※3）

※1 更新対象とする信号柱数（コンクリート柱と鋼管柱の合計数）

※2 施設数が、毎年 8 本増加し、毎年 50 本（更新予定見込数）を経過年数の古い順に更新するものと仮定し算出した。

※3 信号柱数（コンクリート柱と鋼管柱の合計数）に占める割合

イ 課題

- 将来に渡って交通安全施設の機能を維持し、安全・円滑な交通を確保するためには、老朽化した交通安全施設の現状を把握し、分析しつつ、予算の平準化を図り、中長期的な視点に立った計画を策定した上で効率的に執行する必要があります。

また、取組の進捗状況等を踏まえ、適宜計画を検証し、見直す必要があります。

- ・ 倒壊等事案を未然に防止するためには、補修・更新・撤去等の対策を適切な時期に実施する必要があります。具体的には、的確な点検により、交通安全施設の状態を適切に把握し、腐食やひび割れ等の危険要素を早期に発見することが極めて重要です。

そのためには、点検内容に一定の基準を示すとともに、専門的な知見からの点検を行う必要があります。

- ・ 厳しい財政状況の中、将来に渡って必要な交通安全施設を整備し、適切に維持管理・更新等を行うためには、中長期的視点に立った施設総量の適切な管理を進め、低コスト信号機をはじめとした新技術の開発・導入等を通じて、トータルコストの削減を推進する必要があります。
- ・ 設置した交通安全施設の機能を維持するため、定期的な点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録して、次の点検・診断等に活用する必要があります。

ウ 管理に関する基本的な考え方

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ メンテナンスに関する情報（点検・診断、補修、更新等の情報）を収集・蓄積し、適切なメンテナンスサイクルを確立するとともに、予防保全を推進します。
- ・ 信号柱の点検については、通常行う地上からの目視、打音、触診等のほか、必要に応じて点検項目を見直し、高所作業車による近接目視や非破壊検査などにより、より効果的・効率的な点検を行います。
- ・ 信号機を構成する信号制御機、信号柱、信号灯器等に関しては、適正な点検、健全性の正しい評価、障害時の迅速かつ的確な対応が必要となることから、専門的な技術や知識を有する専門業者に点検業務等を委託し、適切に維持管理を行います。
- ・ 交通安全施設の周辺環境・使用機材の材質等を踏まえ、施設ごとに適切な点検期間を設定するとともに、診断の実施に当たっては、警察庁が策定した「信号柱点検ガイドライン(平成27年3月)」に基づき、健全性の判定を行います。また、施設の健全性に応じて臨時の点検を行うなど、きめ細かな点検に努めます。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 警察庁の方針に基づき、信号制御機の更新基準は、製造後概ね19年とし、点検結果、補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行います。
信号柱については、設置環境により老朽化の進行が変わることから、耐用年数だけでなく、点検結果を踏まえて更新を行います。

- ・ 厳しい財政状況下の中、限られた予算の範囲内において、計画的に更新等を行うとともに、維持管理・更新等を含めたトータルコストの縮減を図り、持続可能な交通安全施設の維持管理体制の構築を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 信号機の倒壊・傾斜事案等の特異事案が発生した際には、当該交通安全施設の製造年、メーカー、使用機材の分析等により原因究明を徹底するとともに、警察庁に速報し、同種・類似のリスクを有する交通安全施設の特定、予防的な対策の実施等に資するよう情報の共有を図ります。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 製造年月の古いコンクリート柱を優先的に鋼管柱へ更新し、耐震化の向上を図ります。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて防錆措置等を講じるとともに、先進技術の導入を検討します。

(カ) 信号機の合理化等の推進方針

- ・ 信号機の新設に関しては、警察庁が示した「信号機設置の指針（令和3年3月）」に基づき、信号機の設置のための必要・択一条件への該当性及び設置の必要性・緊急性などを総合的に検討して設置を行います。
また、既に設置されている信号機についても、利用状況や交通環境等を踏まえて必要性を再検討し、必要性が低下したものについては、真に必要性の認められる箇所への移設や撤去を進め、信号機の合理化等を推進します。

(キ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 維持管理・更新等に係る専門的な技能及び知識を有する職員を確保するため、計画的に後継者育成を行うとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、体制面の充実を図ります。

【用語集】

ファシリティマネジメント

「企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）であり、所有する土地、施設等の資産を最適な状態で保有し、最少のコストで最大の効果を発揮できるよう戦略的に運営していくための総合的な管理手法のこと。

有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却資産（建物、工作物）の取得価額に対する減価償却の割合のこと。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。ただし、長寿命化等により資産の使用年数が延びる場合があるため、この比率が高いことをもって、直ちに資産が使用出来ないことを示すものではない。

アセットマネジメント

施設の維持管理・更新を確実に実施できるよう、その費用の最小化と平準化を図り、県民に良質のサービスを提供し続けることを目的とした管理手法のこと。

ライフサイクルコスト

建物の企画・設計から、建設、運用管理を経て、寿命がきて解体処分されるまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用のこと。

公共施設マネジメントシステム

県有施設の劣化状況や保全情報及び利用状況等を集約し一元管理するシステムのこと。これまで利用していた保全マネジメントシステム（BIMMS）に代わるものとして、平成30年度に導入した。

PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFIはその一類型。その他、指定管理者制度、包括的民間委託、定期借地権方式などがある。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

除却

工作物その他の有体物を取り除くこと。

既存不適格

建設時には適法に建てられた建築物であっても、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法規に適合しなくなった建築物や建築設備のこと。

劣化状況等調査

建物の面積や構造などの基本情報の他、劣化の状況や維持管理費のデータを収集・整理し、今後の保全業務の資料とするために行う調査のこと。

事後保全

異常や故障が発生したとき又は確認された段階で、初めて修繕などを実施する手法。

予防保全

施設の機能・性能の劣化の有無や兆候・状態を事前に把握し、計画的に適切な処置を行うことにより、故障や停止、事故等を未然に防ぐ手法。

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する営利企業・財団法人・NPO法人等の団体のこと。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材・窓ガラス・照明器具・空調設備など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられるもの。

シェッド

落石や土砂が道路へ直接落下するのを防ぐために、鉄筋コンクリートなどで道路を覆う形状で設けられた構造物のこと。

大型カルバート

道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛り土あるいは地盤内に設けられた内空2車線以上の構造物のこと。

門型標識

車道を跨ぐ門型の支柱により、車道の上空部に設置された標識のこと。

陸閘

道路や通路が堤防と交差する場合にやむを得ない理由で堤防が連続していない場合、洪水や高潮時に締め切ることのできる施設のこと。

排水機場

ポンプによって河川又は水路の流水を河岸又は堤防を横断して排水するために、河岸又は堤防の付近に設けられる施設のこと。

堤体腹付補強

既存の砂防堰堤の上流又は下流側にコンクリートを増し打ちすることにより堤体幅を拡幅し堤体の安定を図る工法のこと。

グラウト補強

老朽化等により生じた堤体内の空隙目地やひび割れなどを塞ぐ工法のこと。

56 条港湾

港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を告示した港湾のこと（港湾法第56条）。

サイバーポート

港湾の様々なインフラ情報を電子化して管理することにより、同一情報の入力を省力化し情報の一覧性や更新性を高める事を目的に構築されたデータベースのこと。